

## ～ 特集 ～

### アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～ (2010年8月30日開催)

国際協力部教官

松原 禎夫

#### 1 はじめに

法務総合研究所では、2009年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、「アジア・太平洋監査制度研究会」を発足させ、アジア・太平洋地域における監査制度・実務についての比較研究を行っている。

その研究活動の一環として、2010年8月30日（月）に、中国、香港、韓国及びベトナムから企業法制の専門家を招へいし、法務総合研究所国際協力部「国際会議室」（大阪中之島合同庁舎）において、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」(主催：法務総合研究所，財団法人国際民商事法センター，後援：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO），社団法人日本監査役協会関西支部)を開催した。

本稿では、「アジア・太平洋監査制度研究会」（以下「本研究会」という。）の発足に至る経緯と、「アジア監査制度セミナー」（以下「本セミナー」という。）の内容について紹介する。

#### 2 法務総合研究所によるアジア・太平洋地域の法制比較研究活動について

法務総合研究所では、1996年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、民商事法分野における専門家の御協力をいただき、アジア・太平洋地域の民商事法分野における法制比較のための研究活動を行ってきた。

過去の研究テーマは、①倒産法制、②企業倒産と担保法、③ADR、④知的財産権、⑤国際会社法、⑥株主代表訴訟であった。

そして、研究活動の発表のため、過去6回にわたり大阪でシンポジウムを開催し、アジア・太平洋地域から専門家を招へいし、日本の専門家を交えた上で、各国又は地域の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わし、その成果を公表してきたところである。<sup>\*1</sup>

### 3 本研究会及び本セミナーについて

グローバル化の進展とともに、日本企業にはグローバル・スタンダードに対応したコーポレート・ガバナンスの実現が求められている。このコーポレート・ガバナンスの実現のための手段として、株主代表訴訟等の外部統制のほか、内部統制の仕組みが重要である。その役割を果たす我が国の監査制度は、企業の不祥事発覚に対応する形で、監査役の地位・権限の強化など様々な改正が重ねられてその充実・強化が図られてきた。

一方、コーポレート・ガバナンスの在り方については、1990年代に、OECD（経済協力開発機構）が、先進国のみならず途上国を含めたコーポレート・ガバナンスの在り方を議論し始めたことなどにより、最近アジア地域においても議論されるようになってきている。

また、アジア地域における目覚ましい経済発展の中で、アジアの会社も躍進を続けているところ、日本企業の進出先としても、ますます重要になりつつあるアジア各国における監査制度の内容を把握することは実務的に有益であると考えられるし、その沿革と実情を知ることが、比較法研究の観点からも意義がある。

このような状況を踏まえ、法務総合研究所は、財団法人国際民商事法センターとともに、2009年度から、本研究会を発足させた。

本研究会の構成は、次のとおりである。<sup>\*2</sup>

近藤 光男（座長・神戸大学大学院法学研究科教授）

片木 晴彦（広島大学大学院法務研究科教授・弁護士）

川口 恭弘（同志社大学大学院法学研究科教授）

北村 雅史（京都大学大学院法学研究科教授）

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

池田 裕彦（弁護士法人大江橋法律事務所弁護士）

井上 浩一（あずさ監査法人公認会計士）

森川 茂（住友商事株式会社法務部長付・ニューヨーク州弁護士）

<sup>\*1</sup> 研究成果物は、「アジア・太平洋諸国における倒産法制 アジア・太平洋比較法制シリーズ1」（商事法務）、「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法 アジア・太平洋比較法制シリーズ2」（商事法務）、「アジア・太平洋諸国におけるADR アジア・太平洋比較法制シリーズ3」（別冊NBL No.75）、「アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント） アジア・太平洋比較法制シリーズ4」（別冊NBL No.109）、「アジア諸国における国際的M&Aの展望 アジア・太平洋比較法制シリーズ5」（別冊NBL No.117）、「アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護」（商事法務）として発刊している。

<sup>\*2</sup> 国際協力部長及び国際協力部担当教官も委員として参加している。また、各種資料の翻訳等につき、弁護士法人大江橋法律事務所パラリーガル渡邊彰子氏に御助力をいただいているほか、本研究会の議事録作成作業について、藤林大地氏（同志社大学大学院）、永江亘氏（神戸大学大学院）の御協力をいただいている。

本研究会は、アジア・太平洋地域を対象に、監査の制度・実務について比較法的に調査研究し、各国及び地域の監査制度の仕組み、特徴、運用状況、問題点等を明らかにして、監査制度の研究を通じたアジア・太平洋地域におけるコーポレート・ガバナンス研究の発展に貢献することを目的としている。

本研究会では、アジア・太平洋地域の中から中国、香港、韓国及びベトナムを研究対象地域として選択した上で、各国及び地域の監査制度の仕組みや実情等を中心として研究を進めており、内外の専門家と意見交換するなどしながら研究活動を続けてきた。

そして、この度、研究対象地域の企業法制的専門家を招へいし、日本における企業法制的専門家を交えた上で、更に議論を深める目的で、本セミナーを開催することとした。

本セミナー当日は、企業法務担当者、研究者、弁護士、公認会計士、大学院生等、約90名の参加をいただき、質疑応答も活発に行われた。

本セミナーでは、海外招へい者の発表に引き続き、日本の専門家によるコメントがあり、その後、質疑応答、総括が行われた。

参加者のアンケートを見ると、「海外事情を知る良い機会となった。」、「各国の制度を知り、日本の特性を認識できる良い機会になった。」、「近年、各企業は、アジア各国との関係を深め、その重要性は増している。今回のようなアジアの会社機能に関する情報は貴重なので、その機会を増やしてほしい。」などという御意見を頂いており、本セミナーは、一定の成果を収めたものと思われる。

以下、本誌において、本セミナーのプログラム、講演録及び参考資料を掲載し、本セミナーの内容を紹介することとしたい。

#### 4 終わりに

本研究会では、今後、研究対象地域において現地調査を実施した上で、研究活動の総括として、2011年度に、「アジア監査制度シンポジウム」（仮称）を開催し、その研究成果を発表する予定である。

本研究会の更なる研究成果の発表に御期待をいただきたい。

最後に、本セミナーの開催に御協力いただいた皆様に、深くお礼申し上げます。

# アジア監査制度セミナー

## ～躍進するアジアの会社と監査制度～

日 時 2010年8月30日(月)13:30～17:40

会 場 法務総合研究所国際協力部「国際会議室」

(大阪中之島合同庁舎2階)

〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号

TEL 06-4796-2153,2154(代表)

FAX 06-4796-2157

主 催 法務省法務総合研究所

財団法人国際民商事法センター

後 援 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

社団法人日本監査役協会関西支部



# プログラム

13:00 開場・受付開始

13:30～13:40 主催者あいさつ

法務省法務総合研究所長 麻生 光洋  
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫

13:40～16:40 海外招へい者による発表

「～躍進するアジアの会社と監査制度～」

13:40～14:10 「中国における監査制度の概要」

大成律師事務所上海事務所律師(弁護士) 方 新

14:10～14:20 日本側コメント

同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

14:20～14:50 「香港における監査制度の概要」

Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong

14:50～15:00 日本側コメント

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

15:00～15:20 休 憩

15:20～15:50 「韓国の監査制度」

建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩

15:50～16:00 日本側コメント

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

16:00～16:30 「ベトナムにおける監査制度の概要」

ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong

16:30～16:40 日本側コメント

広島大学大学院法務研究科教授, 弁護士 片木 晴彦

16:40～17:00 休 憩

17:00～17:30 質疑応答

進行: 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

17:30～17:40 総 括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

17:40 閉 会

アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～  
招聘者の略歴

---



**中国**

**方 新 (Fang Xin)**

大成律師事務所上海事務所律師 (弁護士)

中国人民大学法学部卒業  
中国人民大学大学院民法専攻卒業  
北京市融商律師事務所開設  
高橋・大谷法律事務所勤務  
三宅合同法律事務所勤務  
中倫律師事務所上海事務所勤務



**香港**

**Antony Wong**

ヘイスティングス法律事務所パートナー弁護士

英国レディング大学卒業  
ヘイスティングス法律事務所勤務  
ノア・コーポレーション・アジア会社最高経営責任者  
チャン・ウオン・アンド・ラム弁護士事務所コンサルタント  
ノア企業グループ法人法律顧問



**韓国**

**権 鍾浩 (Kwon Jong Ho)**

建国大学校法科専門大学院教授

建国大学校法科大学法学科卒業  
東京大学法学修士・博士課程修了  
東大ビジネス・ロー・センター客員助教授  
日本大蔵省財政金融研究所実務研究員  
韓国証券取引所規律委員会委員  
韓国法務部商法改訂特別委員会委員  
韓国商社法学会理事



**ベトナム**

**Nguyen Thi Lan Huong**

ハノイ国家大学法学部専任講師

ハノイ国家大学法学部卒業  
早稲田大学法学研究科修士号取得  
東京大学人文社会研究科博士号取得

## お知らせ

アジア監査制度シンポジウム(仮称)を  
2011年に開催予定  
皆様の御参加をお待ちしております。



# アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～ 講演録

2010年8月30日（月）

午後1時30分～午後5時40分

## 開会

【司会（松原）】 それでは皆様、大変長らくお待たせいたしました。

ただいまより、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター主催、日本貿易振興機構（JETRO）、社団法人日本監査役協会関西支部後援による「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」を開催いたします。

私は、法務総合研究所国際協力部の松原と申します。本日は、本セミナーの進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、主催者側からあいさつをさせていただきます。

本日、法務省法務総合研究所長の麻生光洋が東京から参りましてあいさつさせていただく予定でしたが、所用がございまして、法務省法務総合研究所総務企画部長の北原一夫が代読させていただきます。北原部長、よろしくお願いいたします。

## 法務総合研究所長あいさつ 麻生光洋（代読 北原 一夫）

【北原】 ただいま御紹介にあずかりました、法務総合研究所総務企画部長の北原でございます。

それでは、麻生所長のあいさつを代読させていただきます。

御来場の皆様、本日は、アジア監査制度セミナーに御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

法務総合研究所では、1994年から民商事法分野についての法整備支援活動を開始し、独立行政法人国際協力機構（JICA）、財団法人国際民商事法センターを始めとして、学界、法曹界や経済界等各界の皆様の御協力を頂きながら、法の支配の確立や市場経済化の推進を目指すアジアの国々に対して、立法支援や人材育成支援などの活動を行ってまいりました。

当所は、こうした法整備支援活動とともに、アジア地域の法制度の調査研究も重要であると考えており、これまで各分野における第一線で御活躍されている法律専門家の方々に調査研究への御協力を依頼し、その成果について、セミナーやシンポジウムの開催、あるいは出版という形で広く公表することに努めております。

本日のセミナーは、2009年から3年間の計画で、神戸大学大学院法学研究科の近藤光男教授を始めとする企業法制の専門家をメンバーとする、アジア・太平洋監査制度研究会にお願いしている研究活動の一環として開催するものです。

現在、グローバリゼーションの進展とともに、アジアにおいても国際基準に適合したコーポレート・ガバナンスの実現が求められております。このコーポレート・ガバナンスの重要な分野を占める監査制度の在り方についても、様々な議論がなされているところであります。

このような流れの中、アジアにおいて監査制度がどのような変遷をたどって今日に至り、現在、どのような機能を果たしているかを研究することは、比較法研究の観点から見て意義深く、また実務的にも、日本企業と関係の深いアジアの監査制度の内容を把握することは重要であると考えられます。

本日は、中国、韓国及びベトナムから企業法制の専門家をお招きし、それぞれ監査制度の概要と実状についてお話しいただくことになっており、同一の場所において、それぞれを比較しながら情報を得させていただくことは、誠に得難い貴重な機会であると思っております。

このセミナーが、アジアにおける監査制度や監査実務についての新たな発展の契機となりますことを心から期待しております。

最後になりましたが、海外からお越しいただきました専門家の皆様、このセミナーの共催者である財団法人国際民商事法センター、セミナー実施につき後援を頂きました独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、社団法人日本監査役協会関西支部の皆様、アジア・太平洋監査制度研究会の皆様、そして当所の活動に御協力を頂いている皆様に改めて深くお礼を申し上げます、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（松原）】 ありがとうございました。

続きまして、財団法人国際民商事法センターの原田明夫理事長からごあいさつがございます。原田理事長、よろしく願いいたします。

### 財団法人国際民商事法センター理事長あいさつ

原田 明夫

【原田】 御紹介いただきました国際民商事法センターで理事長を務めさせていただいております原田でございます。

当センターは法務省法務総合研究所と協力させていただきましてアジア監査制度セミナーを開催するというので、そういう観点から一言ごあいさつ申し上げます。

アジアにおける最近の経済の発展、そして各国の、あるいは地域との協力関係というものは目覚ましいものがあります。私は、私自身、日本の幾つかの会社の社外監査役、あるいは社内取締役の仕事も仰せつかっておりますけれども、ますますこの分野における、各国、各地域における企業の内部コントロール、そして監査制度、それによって会社の発展を築いていく、そしてまた、様々なアジアの国々、そしてその地域の経済発展を下から支えていくと

いうことの大切さを痛感するものでございます。

そういう意味で、このセミナーには今回も、中国、香港、そしてベトナム、韓国から専門家の方々をお招きし、また日本において実務経験、また学問的立場から研究されている皆様方がお集まりになって、この問題を研究する、討議するということことができましたことを心からうれしく思いますし、歓迎させていただきたいと思います。

このようなことが、今後このアジアにおける経済発展、社会的な協力関係を推進していくために、お互いにそれぞれの制度を理解し、それを尊重して、共に協力していくということが、ますます増進されるということをご心願しております。

共催また後援していただきましたJETROの皆様方、それから日本監査役協会関西支部の皆様方に心から感謝いたします。この種のセミナーに、これだけたくさんの皆様方に今回御参加いただきました。心から歓迎するとともに、皆様方の熱意に感謝申し上げまして、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、これから、海外招へい者の方々に、それぞれの国や地域における監査制度について御報告していただいた後、日本側の専門家の方から当該報告に対するコメントを頂くことといたします。

最初に、中国の方新先生から、中国監査役制度の概要というテーマで御報告を頂きます。

それでは方新先生、よろしく願いいたします。

#### 「中国における監査制度の概要」

報告者：大成律師事務所上海事務所律師（弁護士） 方 新

コメント：同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

【方】 御紹介にあずかりました、中国の大成法律事務所の弁護士の方新と申します。

本日は、こういう場を設けていただきまして、皆様とともに中国の監査制度と一緒に研究、勉強したいと思います。

近年、中国の会社法の整備に伴って、中国の監査制度も強化されてきております。一方で、実務では、中国の監査制度が余り機能していないと、かなり形がい化しているということも指摘されております。昨今、日本企業は中国に進出することが多く、既に中国において4万社以上の日系企業が設立されているというふうに言われております。

そういうことも背景にして、日本企業が海外子会社監査を含めて中国における現地法人の監査を重視しているという傾向があります。今日は、こういう場を借りて、皆様と一緒に研究させていただきたいと思います。

ほかの講師と比べて私のテーマが監査役制度となっておりますけれども、ほかの講師の方々はみんな監査制度となっておりますけれども、決して中国では企業監査というのは監査役による監査だけではありません。監査役による監査以外には、例えば外部の公認会計士、い

いわゆる監査法人のような組織による外部監査、及び内部監査ですね、内部の監査部門による監査もありますし、あとは、後ほど触れますけれども、例えば董事長による経営監督、ないし近年、上場会社に限られるんですけれども、導入された社外取締役による経営監督のようなものも存在しております。ただ、結構多岐にわたりますから一々触れる余裕がなく、今日は監査役に絞って勉強したいと思います。

監査役制度は、当然のことですけれども会社法の一環として整備されるもので、中国でもそういうふうになっております。中国の監査役制度の歴史ですけれども、実は中国の100年前の清王朝の施政にさかのぼることができます。清王朝の施政には大清律という法律が制定されて、そこで日本の方の協力を得て、初めて監査役制度を導入したわけです。ただ、当時は会計監査のみということになっていました。清の後、中華民国時代ないし国民党政権時代は会社法というものが制定されて、その中にも監査制度がありました。しかし、共産党政権ができた後、すべて国有に一本化して、近代的な会社法制度は事実上、廃止されました。そういう背景で、当然、会社法の一環としての監査役制度もいったん歴史から消えたんです。

1980年代から改革開放制度が導入されて、それに伴って会社法制度が、また復活されました。そういう背景で、まず下位的な法律ないし地方法令からですけれども、また監査役制度が再び導入されました。そして、1993年、共産党による政権の新中国という意味で中国初の会社法が制定されて、その中で監査役制度が正式に導入されました。

以降、その監査役制度は一定の役割を果たしたんですけれども、ただ制度上の様々な問題が指摘されて、先ほども申し上げましたとおり機能はしてないと、あるいは弱体になっているというようなことが指摘されて、今度、2005年、中国の会社法大改正において監査役制度が大幅に強化されております。そういう制度が現在も続いてきております。

時間の制約で、会社法の大改正により中国の監査役制度はどういうふう変わったのか、そういう部分はちょっと割愛しますけれども、一応、後ほど御紹介する監査役制度の概要の中で触れたいと思います。

次は、会社法による会社の機関ですけれども、要は監査役と監査役会というのは、機関として中国の会社法において、どういう位置づけになっているのかということを紹介するために、まずこれを御紹介したいと思いますけれども、基本的に図にすれば、大体、こういうようなものではないかというふうに考えております。まずは最高意思決定機関として、中国では株主会ないし株主総会というものが設けられております。中国では有限会社の総会を株主会と言いまして、株式会社の総会は株主総会と言います。

一方、業務執行はどうなっているかと言いますと、まずは執行機関ということが設けられて、その中には業務執行上の意思決定機関としての取締役会と業務執行の実行部会としての、経営管理機構とよく言われますけれども、特に総経理を初めとする経営管理部会がこれを担当します。

一方では、監督機関として監査役会というものが設置されております。それぞれの機関の設置状況とその選任及び権限は、このページの上の図のように書いておりますけれども、全部読むと時間がかかりますからポイントだけを御説明します。

まず、総会ですけれども、基本的にはすべての会社において設置しなければならない。ただし一人有限会社の場合及び中外合弁企業、中外合作企業などの場合は、例外として総会を設けなくてもいいということになっております。

あとは董事会ですけれども、日本語でいうと取締役会ですけれども、これも基本的にはすべての会社において設置する。しかし、出資者の数が比較的に少ない場合、又は会社の規模が小さい場合、董事会まで設置しなくてよく、1名の執行董事のみを設置すればいいということになっています。

次は董事長ですけれども、董事長というのは日本語にどういうふうに訳するのかいつも悩みますけれども、会長と訳す場合もありますけれども、ただ制度的に違うんですから会長と訳すのも余り適切ではない場合もあります。董事長が単独として機関になるかどうかについて、ちょっと中国でも見解が分かれているみたいです。基本的には董事長というのは董事会の招集、主催のようなことがメインですけれども、ただ、それだけではなく、董事長は実はこれ以外には会社の代表者になるのが多いです。昔、中国の法律では単独代表制で、かつすべての代表権が董事長に偏るということになりましたけれども、近年、法律が改正されて、定款の定めによって代表権を総経理に付与するということが可能になりましたのですが、実務ではそういうような例が非常に少ないです。だから、基本的には経営管理上には別段の定めがない限り、董事長が会社の代表者になるという構図が変わっておりません。これが1点です。

もう1点は、中国の会社法は取締役と取締役会には監督の権限を付与しておりません。だけれども、それに対し、董事長だけに董事会の決議事項の実行の検査という権限を付与しております。だから、これも一種の経営監督というふうに解されます。

先ほども申しあげましたとおり、取締役会、いわゆる董事会の運営などを指揮する以外には、こういうような特別な権限が付与されているから、私は董事長が単独の機関であるというふうに解釈しております。

あとは総経理ですね。これは日本法にはない制度ですけれども、総支配人に訳される場合もありますし、オフィサーと訳される場合もあります。時間のことで割愛しますけれども。

最後は、今日のテーマの監査役会・監事会ということで、監事会というのは原則としてすべての会社において、これを設置しなければならないんですが、ただ株主の数が少ない、又は会社の規模が小さい場合、監事会まで設置しなくてよく、1名から2名の監事を設置すればよいという制度になっております。監事会というのは会社の監督機関ですけれども、こういうように会社の機関構成について、世界範囲からすると一層制と二層制、いわゆるアメリカタイプとドイツタイプに分けられていますけれども、中国の制度は一層制とも二層制とも異なりまして、ちょっと非常に独特なシステムになっています。ただ、監事というのは総会により選任され、解任されることと、あとは董事会、いわゆる取締役会とは並列的機関になっているというところは非常に日本の制度に似ていると言われております。

しかし、一方では、例えば取締役会には監督の権限が付与されていないとか、あるいは独特の支配人制度ですね、総経理という制度が設置されているとか、総経理及びその他の高級

管理職が経営を担当するんですけれども、こういうようなことと、あとは定款により、日本では代表取締役というのは当然会社の代表者になって代表権を持つんですけれども、中国では定款によって代表権をだれに付与するのかを定めることができるというようなことは、また日本法とは違います。だから、非常に中国独特な部分が多いのです。

次は、国有企業に関する特別規定及び外商投資企業に関する特別規定ですけれども、実はこの二つ以外には、例えば上場会社に関する特別規定とかもあります。時間のことで、国有企業に関する特別規定は、今日は触れません。

上場会社について、中国では会社法以外、中国の証券監督管理委員会という機関がありまして、この機関はいわゆる上場会社を監督する主幹機関であるということになりまして、この証監会という機関がいろいろな上場会社に適用する法令を制定し、交付しております。例えば上場会社の定款ガイドラインとか上場会社統治準則ですね、統治というのはガバナンス、いわゆる上場会社のガバナンスガイドラインとか、そういうような法令を数多く制定しております。時間のことで全部説明するのはできないんですが、要は、一般会社よりは会社のガバナンスの強化ないし監査制度の強化が非常に強調されております。

外資系企業について、従来から合弁企業法とか合作企業法、外資企業法というような特別法令が制定されて、一部は実は会社法より早く制定されたんです。例えば、合弁企業法というのは中国では70年代の末に制定されたもので、先ほども申し上げましたとおり会社法というのは93年、会社法よりははるかに早くできたものです。この特別法の中には一部、会社のガバナンスないし機関設置についての規定がありまして、大体こういうふうになっております。特徴としては、例えば総会を設けないとか、あるいは監事会に関する制度がないというようなことになっておりますけれども——監査役会ですね、ただし近年、会社法の改正に伴って法律の解釈運用が変わりまして、現在、すべての外資系企業において監査役会を設置しなければならないということになっております。当然、規模の小さいもの、ないし株主の少ないものは監査役会までではなく、監事を1名ないし2名を設置すればいいんですけれども、一応、現在、監事をすべての外資系企業において設置しなければならないというふうになっております。ただし、法改正以前に既に設置された会社は一律に要求せず、会社の組織変動とかあったとき、設置を指導されるというようなことになっております。

駆け足ですけれども、次は監事会の設置と監事の選任ということで、先ほども申し上げましたとおり、原則として、すべての会社において3名以上の監事から構成する監事会という監督機関を設置しなければならないというふうになっております。ただし、出資者の数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限会社においては監事会までは設置せず、1、2名の監事のみを設置することができるというふうになっております。

現在、この法令からすると、いわゆる株式会社においては、中国では股份有限公司と言いますけれども、すべて監事会をつくらなければならない。ただし、これに対し有限会社の場合はこの基準で判断するんです。しかし、後でまた触れると思いますけれども、現在、出資者の数が比較的少ないと、規模が比較的小さいというのは具体的にどういう基準で判断するのか、その基準が現在、制定公布されておられません。だから、個々の解釈運用がすべて

行政当局にゆだねられています。それから、私どもが時々迷って一々、例えば上海であれば上海の当局にヒアリングに行くんですけども、人によって500人以下なら大丈夫です、1,000人以下なら大丈夫というような様々な解釈がありまして、今のところは有限会社であれば少なくとも特に罪には問われないというふうに理解していいと思います。

ただ、これに対し国営（国有）企業の場合は、すべての出資は国が行うんですから、本来、同じ基準ですと監事会までつくらなくてもいいんですけども、ただ国有企業に限っては、たとえ出資者が国のみの場合でも監事会まで設置しなければならないというふうになっております。

あとは監事の選任ですけども、後ほど触れますけれども、監事会設置会社と監事会非設置会社によって変わります。監事会設置会社においては従業員代表監事の選任が強制されます。ですから、中国では株主総会が選任する監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。株主代表監事というのは当然、株主ないし総会がこれを選任するんですけども、従業員代表監事は基本的には会社の従業員が選任するということになっております。ただし、株主代表監事ですけども、先ほども申し上げましたとおり、中国では一部の会社において総会が設けられてはいません。例えば一人有限公司、例えば中外合作、中外合弁企業においては総会というものが設けられてはいません。こういうような会社において、どういうふうに監事を選任するかと言いますと、出資者がダイレクトに選任するということになっております。

次は、監事ですけども、まず冒頭は、先ほど申し上げましたとおり、株主代表監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。この部分、まず従業員代表監事ではない、いわゆる株主代表監事について説明しますけれども、まず監事の資格、どういう人が監事になれるかということですが、まず積極的な資格については中国の会社法には何ら定めがありません。ただし、一部の特別な会社、又は特別な事業を行う会社についての特別法令には規定がありますけれども、ちょっと時間のことで全部触れることはできませんですけども、ただ会社法においては監事の消極的資格についてはいろいろな定めがあります。

まずは欠格事由です。これは会社法の第147条の1項です。例えば行為能力がないとか、あるいは経済的犯罪歴があるとかそういう場合です。

次は兼任禁止です。会社の董事や高級管理職の監事兼務が禁止されると。あとは公務員の兼務がある程度、禁止されるというようなことです。日本と共通ですけども、監事としての適任性について法的にはどう要求があるのかということもありますけれども、またこれは日本の会社法にはそんなに明確な規定はないんですけども、中国も同じです。会社法の一般的規定としては存在していません。ただし、一部の特別な会社、例えば上場会社及び特別な事業を行う会社、例えば証券会社とか保険会社とか、そういうような会社には関連の規定があります。一部、地方法令にもあるんですけども。これに違反して選任された者は、その選任が無効となります。

あとは員数ですけども、基本的には監事会設置会社であれば3名以上、監事会非設置会社であれば1名から2名というふうになっております。

次は、選任と解任ですけれども、基本的には総会において普通決議で選任・解任されると。これは日本と違いますけれども。日本では選任は普通決議でいいですけれども、解任の場合は基本的には特別決議ということになってるのではないかなと思いますけど、そうではないかな、申し訳ない。ちょっと私の理解が正しくないかもしれませんが、基本的にそういうふうになっておりますけれども。関連問題としては、一つは、実は監事の候補者の選任議案の提案権は董事です。取締役会に握られているということは、以前から指摘されております。一応、総会による選任ですけれども、ただ、だれが候補者を総会に提案するのかということになりますと、実務上では取締役会ないし代表取締役ですね、いわゆる董事長がこれを決めるのが多いんです。そうすると、結局、取締役の権限が監事会の人事にも及ぶということになりまして、これは独立性の問題が損なわれるということが指摘されております。

あとは解任手続ですけれども、解任の場合の陳述権とか、途中解約の制約とかは規定がないんですから、こういう観点からも独立性の問題があるのではないかなと言われております。

任期は基本的には3年です。法律では董事、いわゆる「取締役の任期は3年以内とする」ですけれども、「監事の任期は3年とする」と表現が違います。要するに、解釈では定款で監事の任期を短縮することはできないと。これは、監査役の独立性、あるいは業務執行の安定性を確保するという趣旨の制度と言われております。

次は従業員代表監事ですけれども、まず監事会設置会社においては、従業員代表監事の人数は監事総数の3分の1を下回ってはならないというふうになっております。これに対して、監事会非設置会社において、従業員代表監事の設置は任意であるというふうになっております。実は中国では日本と異なりまして、まず有限会社と株式会社に分けられて、かつ株式会社の設立のハードルが非常に高いんです。だから、中国では圧倒的に多いのは有限会社です。現在、外資系企業のほとんどは有限会社という形態をとっております。ですから、中国では、私どもの実務では、従業員代表監事まで設けられている企業が余りふだん見られないんですね。上場会社とか、よっぽど大きな会社じゃなければ、ほとんどの会社にはまだ従業員代表監事までは設置していないのが実状です。

資格ですけれども、一般要件としては会社の従業員であるということと、消極的には会社の管理職が従業員代表監事を兼任することは規制されます。というのは、これは兼任が認められると制度の趣旨が没却するんですから。あとは、選任は従業員代表大会と従業員大会という、これは時間のことでこの制度を説明するのが難しいですけれども、人数が多ければ代議制のようなものをもって従業員代表大会になります。ただ、会社の人数が少ない、ダイレクトに選挙とかを行っても物理的に難しくない会社であれば、従業員大会という制度をとっているわけです。

運用上の限界ですけれども、やっぱり従業員代表はもともと会社の序列の中で、高級管理者の指揮命令のもとで働くものですから、上司を監督するのはやっぱり難しいというふうに言われております。あとは会社経営に関する知識の欠如や、兼務してやる仕事ですから、こんな専任はできないというようなことで、だから期待されるほど機能はしてないということも指摘されております。

監事会ですけれども、基本的にはすべての株式会社及び規模の大きい有限会社においては監事会が設置されます。だから、監事会が設置された会社において一つの大きな特徴は、監事の独立性が認められないということです。監事会設置会社において監事会というものは合議制機関になりまして、基本的には監査権限というのは、この監事会において合議制のもとで行使しなければならない。基本的には監査役という1人の個人としては、一部の例外として、例えば調査とか以外の権限は行使できないということになっております。運営規則というのは、大体、運営規則を制定して、そのとおりに運営するけれども、これは定款上の必須事項になります。

一つ注目していただきたいんですけども、合議制とする一方では、法定の、いわゆる合議制機関として、その運営の最も重要な方式は会議ですけれども、会議は実際、何回開会すればいいかということについて、法律上の要求では有限会社は年1回だけ、株式会社では年2回だけです。当時、個人の権限行使が拘束されて、制限されて、すべて合議機関にした以上、こんな法定開会回数だけで本当に監査という職責を果たすことができるかどうかという議論は以前からありました。

監査業務ですけれども、まず法律の規定は会社法の第54条として、こういうふうに書いております。①から⑦ですけれども。

この中で、様々な解釈がありまして、例えば①は会計監査、②は適法性監査、③は妥当性監査というような解釈がありますけれども、ただ私に言わせてみれば、基本的にはこれは会計監査と業務監査の二つに大きく分けることができ、①は会計監査ですけれども、それ以外は基本的には業務監査ということで、あとはこの中に適法性監査が含まれることは明らかですけれども、妥当性監査が含まれているかどうかについては実は見解が分かれております。ただし、上場会社の特別法令では、内部統制システムの適正性ですか、妥当性が監査事項となりますから、こういうことで妥当性監査が含まれるということは明らかですけれども、上場会社以外の一般会社において、本当に妥当性監査が含まれるかどうか、これは説が分かれて、たとえあったと言われても、実務ではほとんどこのような監査が行われてはいないというふうに言われております。

あとは監査の権限ですけれども、中国的な分類かもしれませんが、職責的権限と手段的権限です。職責的権限というのは、先ほども申し上げました会計監査と業務監査、適法性監査と妥当性監査。これは職責ですね、究極の目的ですけれども。あとは、これらの監査を実現するための方法として、どのような権限が付与されているのかというのは手段的権限ですけれども、まず違法行為です。被疑行為を発見するための手段的権限としては、調査権及び取締役会の出席権とか質疑権とか、そういうような権限が付与されております。一方には、違法行為を発見した後の対応について、どのような権限が付与されているかと言いますと、ここに書いたとおり、まず是正要求権、あとは取締役・高級管理職者の罷免提案権、株主総会への提案権、臨時株主総会の招集提案権、招集権、主催権、代表訴訟の提起権というような権限が付与されております。それぞれ検討すると結構面白いところもありますけれども、例えば総会への提案権ですね、基本的には監査は飽くまで監査で、ビジネスジャッジ

メントとか、要するにビジネス的判断には関与しないというのは原則ですけれども、ただ株主総会への提案権は監査事項に関連するものに限るかどうかですね。法律上にはそういう明文の規定はないです。この提案権はどこまでのものか、そういうようなことは現在、法的には余り明確ではない。これは下手すると、監査役が会社の経営にも関与するということにもなりかねないですから、こういうようなことは、まだ法律の整備が不十分と言われております。

あとは監事としての義務と責任ですけれども、まず義務としては会社法の148条の1項にはこういうような定めがありまして、この一条だけです、この一条だけですけれども、この中には2分類と3分類と、いろいろな分類方法がありますけれども、法令定款遵守義務と忠実義務と勤勉義務というような分類方法もありますけれども、私に言わせてみれば基本的には忠実義務と勤勉義務ではないかと思えます。忠実義務というのは、ずばり言うと、個人の利益と会社の利益が衝突する場合、自分の利益を会社の利益に優先してはならないというような義務です。ここに書いたとおり、職権を利用して会社から不当な利益を得てはならないという義務です。あとは、勤勉義務ですけれども、日本の善管注意義務と同じ趣旨のものと言われております。

こういうような義務が定められまして、実はそれ以外に例えば地位の濫用とか、そういうような禁止規制もありますけれども、ひっくるめて監事の行為規範となっております。

あと、監事の責任ですけれども、基本的には民事責任です。民事責任の中で、まだ基本的には賠償責任ということは日本とそんなに変わらないんじゃないかと思えます。ただし、ここに書いたとおり、基本的に会社遵守のことしか書いてないから、別に法令違反がないけれども、例えば任務懈怠があった場合、そういう場合も責任を問われるかどうかということは、現在、中国の方は余り明確ではない。少なくとも法律の条文上では責任をとる前提が法令定款違反ということがあったということが言えますですね。だから、別にそんな違反行為がなかったけれども、ただ任務懈怠とかあったとか、そういうようなことだけの場合は責任を問われるかどうかは、今のところは余り明確ではないですね。後で説明しますけれども、今のところはまだ責任追及事例がほとんどできておりませんから、だから我々もこういうところを見極めていくということです。

あとは第三者に対する責任ですね。中国では、そもそも会社法では、会社の役員や第三者に対する責任というものは設けてられてはいません。これは債権者の保護が不十分というふうに言われてはいますけれども。あとは、行政責任と刑事責任がありますけれども、行政責任というのは一般的なものがなく、特別な業者に関するものです。あとは、刑事責任は今のところは上場会社に限ります。

最後ですけれども、ちょっと時間オーバーして申し訳ないけれども、中国の監事制度の問題点と改善策。おおむねこういうようなものであるということを説明したんですけれども、ただある意味、日本と同様、現在は実効的な監督が行われてはいないと。だから、無機能化しているということが指摘されまして、時々報道されるんですけれども、企業には深刻な不祥事が起こったにもかかわらず、その企業の監査報告を見たら、堂々としてこの企業は法律厳守

とかですね、正しく運営されているというふうなことは監査報告の中では書かれていると。だから、今のところは、例えば新聞記事を読んだら、恥を知れとかですね、こんな監事は要らんというようなことは書いているけれども、今のところはまだ代表訴訟とか刑事責任とか、そういうようなところまで発展した事例がほとんどありません。なぜそうなったか、昨日も学者の先生と議論したんですけれども、様々な言い方がありまして、現在はそういうふうになっております。その中で、問題点と改善策ですけれども、まずは独立性を強化するですね。今は取締役会ですね、会社の経営陣から独立性がないんですから、無機能化になっていると言われております。あとは権限の拡充。まずは独任制の導入ですね。先ほど申し上げましたとおり中国は合議制になって、独任制が認められないんですけれども、この独任制を導入すべきだということですね。

あとは、監査委員会と、独立董事ですけれども、実は中国の上場会社の中には委員会設置会社があります。あとは、上場会社に限りませけれども、社外取締役の設置が強制されます。いずれも主な職責は企業経営の監督ですけれども、監査役と彼らの間の関係をどういうふうに調整するのかは、今現在、議論のテーマになっています。

最後は監事の責任の明確化。例えば、責任制限制度とか責任保険制度の早期整備などがテーマです。

以上のことで、駆け足ですけれども、おおむね中国の監査役制度というのはこういうようなものであるということ、ちょっと時間の制約で説明が不十分で浅くとどまりますけれども、あとは質疑のところ、もし御不明なところがあれば是非御質問ください。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今の方新先生の御報告に対するコメントを、同志社大学大学院法学研究科の川口恭弘教授から頂きたいと思っております。川口先生、お願いいたします。

【川口】 同志社大学の川口でございます。中国会社法における監事制度について、要点をまとめてわかりやすく御説明を頂き、本当にありがとうございました。

さて、何と言いましても、本日の御報告の中で第一に注目される点は、監事には、株主代表監事と従業員代表監事の2種類が存在しているということかと思っております。昨今、日本でも従業員代表監査役の選任といったことが話題に上りますので、中国の動向は大変気になるところです。特に、本日の御報告では、従業員代表監事は董事や高級管理職の指揮、命令を受ける立場にあり、この点で監査機関として十分に機能していないという御指摘が注目されます。中国では、一部の従業員を除きまして、監事と従業員の兼任が禁止されていないということから、恐らく従業員代表監事は従業員のまま監事の役職を務めることになっているのではないかと思われまます。そもそも監事を従業員が兼務すること自体、監査する側と監査される側が同一になる可能性が高く、問題があります。経営者のもとで働く従業員が監事になりまして経営者を監視するということが、およそ効果は期待できないのではないかというふう

に思います。中国でなぜ、このような立法になったのかということは、大変興味深いところでございます。

この点について、従業員の視点から経営を監視するという趣旨かなとも思うのですが、従業員の利益と株主の利益が相反するような状況が生まれたときに、会社に対して勤勉義務を負うという従業員代表監事がとるべき態度が非常に難しくなるのではないかと思います。

なお、中国で従業員代表監事が制度化された背景としまして、社会主義国家であるというようなことが影響しているものと想像はいたします。もっとも、企業組織において従業員を重要視するといまして、例えばドイツなどのように経営に参加を認めるというような形の立法もあり得たはずであります。中国ではあえて監査制度に従業員を組み込むという立法をしたわけです。その点について、非常に興味深くうかがいました。この問題は、日本の制度を考える上でも有益な視点かと思えます。

次に、株主代表監事についてですが、必ずしも十分に監視機能を発揮していないという御指摘がございました。その理由として、監事の任命権が事実上、董事会といいますか取締役会に掌握されているからだというふうにおっしゃられたわけです。

この点、日本におきましても安定株主工作などがとられておりまして、事実上、議案の提案権を持っている取締役が監査役を選任しているのではないかというような見解も述べられているところがございます。中国でも監事は株主総会で選任されるわけですが、そうすれば株主は監事候補者に不満であれば、その選任を否決できる仕組みになっているはず。この点、日本と同じような状況が株主総会において生じているのか。親会社あるいは支配株主が存在している会社であれば、その親会社、支配会社が事実上、人事権を握るということは分かるのですが、それ以外の会社で経営者側が人事権を握ることができる構造について知りたいと思ったところです。

なお、監事会の開催についてですが、法律上、今日も御報告にありましたように有限会社では年1回、株式会社では年2回開催するというので足りるそうです。

実は、方新先生が「月刊監査役」に論文を書かれておりまして、それを拝見したところによると、実際に開催された回数というのは年に3回から5回ということのようです。これからも、監事会というものは積極的に活動を行っているという様子はいかがでないわけでございます。

他方、監事は業務監査の一環として、様々な調査を行っているのではないかと思います。しかし、監事1人で行動できる範囲というのはおのずと限られております。この点について、中国では監査スタッフというのがどれだけ充実しているのか気になるところがございます。実は日本でも、よく御存じのとおり、監査スタッフが充実していると言えない会社もあるのではないかとされておりまして、監査体制の整備が急務になっております。また、監査スタッフを置く会社でも、当該スタッフが経営者から独立していないと、監査は十分な結果を得ることができないわけでございます。

さらに、中国では、日本と同様、内部統制システムの整備が進んでいると聞きます。このような会社で、監事と内部監査部門とがどのように連携をしているのか。これらを含めて、

監査業務の実態についていろいろ知りたいと思いました。我々の方も、この研究会で現地調査を予定しておりますので、これらの点については来年のシンポジウムに向けた課題にさせていただきますというふうに思います。

方新先生、今日はどうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

では、次に、香港のアントニー・ウォン先生から、香港における監査制度の概要というテーマで御報告を頂きます。それでは、アントニー・ウォン先生、よろしく願いいたします。

### 「香港における監査制度の概要」

報告者：Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong

コメント：名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

【ウォン】 麻生所長、そして原田理事長、皆様こんにちは、アントニー・ウォンと申します。ヘイスティングス・アンド・カンパニーのパートナー、弁護士を務めております。本日は、この場でお話しできることを大変うれしく思います。香港での我々の経験をお伝えできればと思います。

申し訳ありません。前のスピーカーのように日本語は一切できません。ということで、私は英語でお話をさせていただきますので、御辛抱いただきたいと思えます。

本日の発表は2部に分けてお話ししたいと思います。まずは「香港における監査制度の概要」をお話しし、そして二つ目は、第2部として、「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」ということで、大体、半々の時間を使ってお話をしていきたいと思えます。

私の発表のフルテキストは26ページぐらいございます。ということで、すべてを今日ここでお話しすることは、その長さからいって無理だと思いますけれども、参加者の皆さんでフルテキストに関心をお持ちの方、私にコンタクトを取っていただくか、あるいは主催者の方にお話をいただければお届けできるかと思えます。

そこで、まず、第1部として「香港における監査制度の概要」から始めます。

まず、香港での規制当局、こちらは会社登記所ということであるわけですがけれども、そしてこの香港法第32章の会社条例が基になっております。香港は御承知のように150年間、英国の支配下にありまして、97年に香港に返還されたわけですがけれども、だからといって完全に中国化されたわけではなく、英国の伝統がまだ息づいております。ということで、会社法そして法体系を見ましても、イギリス、そしてその他の英連邦諸国と類似しております。

そして、一つ会社条例が義務づけていること、これが財務諸表を毎年監査しなければいけないということ、これは香港公認会計士協会がその基準というものを定めております。そして、この会社条例の131条の下で、公開会社であろうと非公開会社であろうと監査人を選任しなければいけないとなっております(第I部 1.)。これは外部の監査人です。そして、監査人としての資格を持つ人たちというのは中国本土の状況と違ひまして、会社の従業員であつ

てはならず、独立した外部の人間でなければいけないということで、従業員であってはならないということです。独立性ということがそれで担保されるわけです。

そして、その監査人報告書でありますけれども、監査人の報告におきましては、これは会計報告書に必ず監査人報告書を添付するということでもあります（第Ⅰ部 2.）。そして、それを連結グループ会計報告書に添付していくということでもあります。香港ICPA、この公認会計士協会の基準の下では、その監査人は会計報告書が適正に作成されているかどうかということ、これは141条に従って検討しなければいけません。また、監査人の意見として、バランスシートまたPLに照らしてみても、確かにこの会計報告書が真実かつ公正な外観を備えているかどうかということを見なければいけません。また、さらに(c)としましては、会社が会計帳簿を適正に維持しているかということを見なければいけませんし、(d)としては、この会社の貸借対照表及び損益計算書が帳簿と合致しているかどうかということを見なければいけません。したがって、この報告書と会計報告書、一致していなければいけないということでもあります。

そこで、次に、監査人の義務に移りますが、第1に、監査人にとっては検証義務というものがあります（第Ⅰ部 3.1）。すなわち会計報告書、財務諸表が正確であるということを検証する義務があります。その点に関しては、財務諸表の裏づけなどのデータを取らなければいけません。そして、何か疑わしいところなどが見つかった場合には、更に調査・検証を続けることが義務とされております。そして、何か問題が発見された場合、例えば不一致が発見された場合には、より注意を払って検証をするということが求められております。

第2に、会社の内部統制システムの妥当性を評価する義務というものもあります（第Ⅰ部 3.2）。そこでは、果たして会社がこの内部統制システムに頼っているのかどうかということを検証します。内部統制システムが十分強力なものであるのかどうか、弱点などはないのかどうかということを検証し、そしてそれが実際機能しているかどうかということを検証します。何らかの形で内部統制システムに問題が発見された場合には、それを経営陣に速やかに報告することが求められます。

第3に、監査人として調査遂行義務を負っています（第Ⅰ部 3.3）。これは、いわば監視役でありまして、随時、帳簿等あるいは伝票にアクセスする権利を持っております。そして、会社側がこれらの要請された文書を監査人に渡すことを拒否した場合には、監査人はそれを監査人報告書の中に述べることができます。すなわち、監査人自身はそれを検討したけれども、また、要請したけれども拒否されたということ述べることができるわけです。

また、監査人の責任に関しましては、制定法上の責任とコモンロー上の責任があります。

この制定法上の責任というのは（第Ⅰ部 4.1）、例えば141条のように、もし監査人が義務違反をした場合、そして152条では例えば監査人が隠ぺいをしたり、あるいは帳簿を破棄したりした場合の責任が述べられております。そして、349条では、意図的に、知りながら、誤った虚偽の報告をした場合、この制定法上の責任が問われるということでもあります。

コモンロー上の責任としましては契約違反、そしてまた、もう一つ注意義務違反があります（第Ⅰ部 4.2）。注意義務違反というのは、監査人が善管注意義務に違反したということで

あります。すなわち過失があったということです。そして、懈怠等があった場合には刑法の下で収監される場合もあると、禁錮刑も受け得るということです。

責任の制限ということであります(第I部 4.3)。唯一、監査人が香港の場合で、例えば罰金に処されない、刑務所に入れられないというのは、どれほど過ちを行ってしまったとしても、誠実に合理的に行動したということを証明すれば逃れることもできるということであります。

次に、会計報告書の回付及び届出要件でありますけれども、定時株主総会から21日前までに、会社の会計報告書と取締役報告書、監査人報告書をすべての株主へ回付しなければなりません。十分な時間を与えて、それを吟味してもらう猶予を与えなければいけないわけです。そして、上場会社は年次報告書を会社登記所へ届出する必要があります。非上場会社の場合にはそうする必要がないわけですが、上場会社の場合には会計報告書を年次報告書とともに、また、監査報告書とともに出す必要があります。

香港におきましては、日本で言うところの監査役制度があるのかどうかと聞かれました。日本の監査役制度には取締役の行動などをチェックする役割があるということですが、香港ではそのような監査役制度はありません。それに代わるものとして、監査委員会というものがあります(第I部 6)。監査委員会は上場企業だけを今は対象にしております。しかし、方向性としては行く行く、この先の話として、すべての企業が監査委員会を備えることが求められると思います。現状では上場企業のみを対象にしています。

次に、監査委員会そのものについて歴史からお話をいたしますと(第I部 6.1)、現在、この監査委員会というのは、コーポレート・ガバナンスの点で多くの国で採用されております。そして、この国際的な動向に沿って、98年の5月に香港証券取引所はこれを導入いたしました。メインボード、本市場に上場している企業は監査委員会を義務づけられました。これは、さらに成長企業市場、GEM (Growth Enterprise Market) の、例えば成長企業、ナスダック的な企業にもこれの適用が広げられました。そして、上場企業においては、これは義務づけられて強制されております(第I部 6.2)。

そして、この監査委員会の構成としては(第I部 6.6-6.9)、非執行役員のみがメンバーとなるということで最低3名とし、そして、そのうち少なくとも1人は独立した非執行取締役でなければいけません。委員長は独立した非執行取締役、INED (independent non-executive directors) と称しておりますけれども、そのような人でなければいけないということで、やはり会計、財務の専門家が入っていることが望ましいということで、香港のICPAのガイドというものが出されております。2002年の2月に出ておりますので、詳しくはそちらをごらんいただきたいと思います。

では、委任事項としては監査委員会に何が託されるのでしょうか。

まず、会社と外部監査人との関係を検査します(第I部 6.3)。監査委員会は取締役会に対してレコメンデーションを出します。これは、外部監査人の選任、再任、解任に関してです。そして、それと同時に、監査人が独立性を保っているのかどうか、客観性があるのかどうかということを検討し、モニターしていきます。そうでない場合には解任されるわけです。

そして、二つ目の役割としましては、株式の発行体、会社の財務情報の検査をします（第 I 部 6.4）。財務諸表というものが、誠実で完全なものになっているのかどうかということを検討いたします。会計報告書、そしてアニュアルレポートなども検討いたします。そして、1年に1度会議を開き、何か不適切なことが行われてないかということを見ます。

また、この株式発行会社における財務報告システムと内部統制手続が正しいかどうかを検査します（第 I 部 6.5）。内部統制システムにおいて問題があれば、経営陣に対してそれを報告するということになります。

監査委員会の構成ですけれども、まず組織です（第 I 部 6.6）。

監査委員会は取締役会の委員会として設立されます。書面による委任事項に基づきます。そして、具体的に監査委員会の責任範囲は何なのかということが明記されます。

構成員としましては3名から5名で、会社の規模によって決まります（第 I 部 6.7）。そして、すべて独立非執行取締役でなければなりません。特に委員長は独立でなければならないということです。では、独立とは何を意味するのでしょうか。

独立性というのは（第 I 部 6.8）、その取締役が単にその会社の社員ではないということだけではなく、何らかの形で経営に参加していないということが担保されなければいけません。例えば、どこかの部門で仕事をしているとか、あるいは支配的な株主と何らかの関連を持っているという人であってはいけないわけです。こういった独立取締役は、その任期中、何か利害を持った場合には、その会議において、その議題に関して利害があることを宣言し、その場で審議に加わってはならないということになっています。

委員長ですが（第 I 部 6.9）、言いましたように、この委員長というのは独立でなければいけない、非執行取締役でなければいけない、そしてまた取締役会にはいつでも話をすることができなければいけない。特に、取締役会の議長には、そのような意思疎通経路を持たなければいけないということです。また、事務的な意味でも、財務担当の取締役とも密接に協力をする、あるいは外部監査人とも意思疎通の経路というものが確保されていなければいけません。

監査委員会の責任ですが、監査委員会の委任事項ははっきりと明記されていなければいけません。四つの主要な責任があります。

まず、第1に財務等の報告、第2に財務統制及びリスク管理、第3に監査、第4に、その他の義務及び責任です。私のペーパーの配付資料の中でも4枚、5枚ぐらしかけておりますけれども、簡単に御説明します。

財務等の報告ですけれども（第 I 部 6(D)）、監査委員会がまず検討するのは完全性、正確性、公正性というところであります。例えば財務諸表、取締役報告書、取締役会議長の意思表明、そしてまた、経営者による業績の解析と分析というものが正しいのかどうかと、また、完全であるのかと、誤った判断を、それを見る人がすることがないかどうかを担保しなければいけません。

また、内部統制及びリスク管理に関しましては、それがきっちりと備わっていること、またきちっと定着し、遵守されているかどうかを見ます。

また、次に、監査ですけれども、監査委員会は内部の監査の対象範囲と外部監査の対象範囲の双方を監査します。リスクがある全分野を検討できるように監査します。例えば、余りにも容易に不要な資金が支払われていないかどうかというようなことを見ます。

あるいは、その他の義務及び責任におきましては、その他委任事項中に記載された、より広範な問題というものを扱うことができるということです。

取締役会への報告です（第I部6(E)）。

いかに委員会がきちりと機能していたとしても、会社は監査委員会を生かすことができない場合があります。それは、取締役会が監査委員会の検討事項について知ることができなかった場合です。したがって、意思疎通経路が明確に定義されていることが極めて重要であり、取締役会と監査委員会の間の意思疎通が行われなければいけません。そして、取締役会議長と監査委員会の委員長との間の意思疎通というものも、明確に図られることが必要です。

ここで、この部分の結論に入りますけれども（第I部6(F)）、香港の監査委員会というのは、もちろん上場会社だけを対象にしておりますけれども、会計監査という重要な役割が一番でありまして、業務監査において果たす役割の重要性は低めになっております。言いましたように、業務部分というのは通常、内部統制がしっかりしているかどうかというところを見るということが主体であります。すなわち、日常的な経営を監査するわけではありません。むしろ、日常的な経営に関しましては取締役が経営監視義務というものを負っております（第I部7）。

香港会社の香港の法律、そしてまた香港企業の設立基本文書を見ますと、第80条においては「会社の事業は取締役が管理するものとする。」と書かれております。すなわち、会社の事業は取締役が管理するものとするとして書いてありますので、取締役には注意義務があつて、そしてメンバー全体を代表して業務を遂行する必要があると。そして、そうするに当たって、彼らは、すべての日々の会社の業務というものを管理することを求められております。会社が小さい会社である場合には、取締役の経営というのは直接的なものになります。しかし、大会社であれば、取締役は当然のことながら、様々な機能を様々な部門に委任していく必要があります。ということは、取締役はその働きを監督するということになります。ただ、何か問題が起きた場合、経営ミスなどがあつた場合には、その最終的な責任は取締役が負うということになりますので、注意義務があります。これで、第1部を終わります。

次に、第2部の「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」に移ります。

第2部の方が皆様の関心が高いものであればと願いますが、第2部というのはビジネスマンの方の関心事項ではないでしょうか。香港に会社をつくり、中国に進出するという形です。外国会社がアジアにおける事業に向けて、又はこの地域全体、香港、特に中国の事業に向けて香港会社をつくる場合、選択肢が三つあります。一つは支店をつくるということ、又は駐在員事務所、又は香港の子会社をつくるということです。この一つ一つについてお話をします。

まず、支店です（第II部(1)）。外国資本会社は、香港内に非香港会社として事業所を設立

することが会社条例第11部に基づいて可能です。別個の会社をつくる必要は、この場合ありません。日本の会社を介して、第11部の会社として登録をするわけです。しかしながら、商業登記証を申請する必要があります。これは香港内で事業活動を行う場合です。また、会社登記所へ年次報告書の届出を必要とします。このような第11部による会社の対処としては、年次報告書とともにグループ会計報告書の届出を毎年必要とするという短所があります。多国籍企業の中には親会社の会計報告は出したくないというところもありますので、これが一つの短所となります。これが第11部に基づくものです。

そして二つ目の選択肢、駐在員事務所をつくるという選択肢ですが（第2部（2））、駐在員事務所といいますのは、香港でのプレゼンスというのが販促活動、宣伝活動のみだという場合に適しています。つまり、香港に事務所をつくりまして、お客様向けの窓口になるだけで、そこでは利益を上げないという場合です。また、法的な義務が発生しないような場合です。これが駐在員事務所となります。何らかの法的な義務が発生する、あるいは利益を上げている場合、これは駐在員事務所とはなりません。駐在員事務所の場合には、第11部に基づく登記は必要ではありません。また、商業登記も必要としません。というのは、ビジネスの活動をしていないということが香港で言えるからです。

三つ目の形、これは香港子会社です（第Ⅱ部（3））。最も一般的に使われている外資系の形態と言えます。香港の法律のもとで有限会社をつくるわけで、この場合、外国の親会社が100%保有する、あるいは外国の親会社が指名する会社が100%保有するもので、一つの大きな長所としましては、外国親会社の責任が限定できるということです。香港の子会社は、独立の法的主体とみなされるわけです。自立しているとみなされます。それぞれの活動、そして責任はそこに限定される。あるとき例えば破産する、倒産するということになりましても、親会社にその影響は及びません。香港会社のみが清算されるということになります。

監査に関して必要あるかどうか。事業活動をしていればあります。事業活動をしていなければ監査を受ける必要はありません。

納税義務ですけれども、もちろん収益を上げるわけですから納税が必要です。もし、香港の子会社が香港内で発生した収益があるという場合には、収益税を払わなければなりません。

香港内で発生した収益、また香港における事業活動に由来した収益というのはどういう意味かということですが、例えば香港に会社をつくり、取締役たち、あるいは直接北京で仕事をして北京で収益が出ている場合、これは香港から発生した収益でしょうかということが問題になります。これがグレーゾーンとも言えます。香港の税当局はどうするかというと、通常、納税者が利益を得るためにどういう活動をしたか、そしてどこからその活動が源泉されているかということを見るわけです。そして、すべてがこれは香港でできたもの、あるいは大きなところが香港発生だといった場合には納税義務が出てくるわけです。あるいは、比例配分することもあります。60対40、70対30、こういう形で納税額が決まってくることもあります。

購買・調達事務所としての香港子会社の位置づけ、これもどんどん最近では一般的な形で、特に欧米の会社で見られている形態です。外国の貿易会社が香港に子会社を、調達あるいは

購買事務所として設立します。中国大陸から物品を購入するわけで、もしこの香港の子会社がこのような場合に販売にかかわっていない場合、香港の内外を問わず販売活動をしなければ、香港の法律では収益税の納付義務はありません。しかし、通常はかかわっていることが多いわけで、外国の貿易会社が香港の会社を使って物品を中国から購入し、そして本国でこれを再販するということがよく見られます。そうした場合には、移転価格の問題が出てきます。監査役にとって移転価格というのはよく御存じのものだと思いますが、移転価格と言いますのは、それぞれ関連する会社がお互いに、財やサービスに対して幾ら設定するかというものになります。

香港の会社が中国の会社からペンを10ドルで購入したとします。そして、そのペンを日本の会社に再販する場合、そして日本の会社が日本の市場でそれを100ドルで売ったとします。利益をどのように分けるのか、すべての利益が日本につくのか、あるいは香港につくのか。90ドルの利益がここでは上がっているわけです。

通常、移転価格というのは、ある国から別の国へ利益を動かすためのものです。通常は、最も税率の低い国に利益を移転したいわけです。香港の税率は16.5%、日本は比較的高い税率ですから、会計士あるいは監査役は、通常、もっと多くの利益を香港につけるようにというわけです。日本に全部つけるよりも、その方がいいだろうということを言います。しかし、現在、中国そして香港におきましては、移転価格の取締りは強化されています。そうでなければ納税が、なかなかされないということになるわけです。

これが最後の部分です。

香港を使い、香港会社を子会社として活用して、そして香港及び中国で事業を執行する場合の長所として10個挙げておりますので一つずつ見ていきます。

まず、第1に、香港では海外への利益の、あるいは資金の送金が自由にされます。外資に対する為替管理・規制が一般的にないからです。外国の貿易会社は香港に会社を設立するとき、1ドルの払込み済出資金ということで作ることができます。それ以外の必要な額については、融資という形をとることができます。

第2に、これは税率です。香港は、この地域でも最も低率な利益（地域）のうちの一つです。2009年、2010年の収益税率ですが、法人企業が16.5%、そして非法人企業、個人に対しては15%、比較的低いものです。また、第3に、キャピタルゲイン税はありません。

そして、第4に、中国で発生し、あるいは中国から来ているものでない収益に関しての税率はありません。

また、第5に、配当金であるとか海外の収入に関しては税はありませんし、第6に、遺産税、相続税は廃止されました。香港で財産を持っている、あるいは株式を持っていると、そこで亡くなっても遺産税、相続税はありません。別の事情、例えば遺書を書いているということであれば別ですけれども、そうでなければ遺産税、相続税なしということになります。

第8に、香港は国際金融の中心地です。2009年のグローバルな金融の指標では、アジアの中で最も競争力のある金融の中心地だと言われています。そして、様々な資金へのアクセスがあります。金融環境も良好。そして、大規模なエクイティ市場もありますし、事業資金の

調達源としてはベンチャー資金も含めまして多様な調達源があります。

また、第9に、香港は中国への玄関口、そして珠江デルタへの入口でもあります。珠江デルタというのはこちらの地域です。オレンジ色で示している地域が珠江デルタです。中国南の沿海沿いの省を主に示します。香港と珠江デルタというのは世界の工場とされています。アジアの主要な企業は大体、飛行機で3時間、3.5時間のところにあり、そして世界人口の多くの部分というのが5時間以内にあると、半分ぐらいがそこにあるということです。そして、珠江デルタというのは中国で最も急速に成長しています。中国のGDPの10%を占め、また中国の輸出の30%を占めています。香港と珠江デルタというのが、長期にわたってWin-Winの組合せだと言われております。このアレンジのもとで、香港が資金、あるいは経営スキル、技術を提供します。また、市場の知識も提供する。あるいは事業のインフラを提供します。国際市場のアクセスも香港が提供し、そして珠江地域の町は低賃金の製造、そして急速に伸びている世界市場のうちの一つです。そして13億の消費者を抱える市場をも提供するわけです。

外資は香港に会社をつくって、そこを入口として入っていこうとします。できるだけリスクを限定したいと考えているわけです。重要な役割を、全部香港の会社の中に入れます。国際的な会社であるとか調達、あるいは経営、金融、IT、そして専門サービスを香港に集中したいと、すべての卵を一つのバスケットに全部入れたくないということの表れと言えます。

先ほど申し上げました第1点から第9点を聞いても、まだ香港に事業所をつくるということがいいと思わなくても、第10点を読めば、やはりこれは香港につくるべきと考えられるのではないかと思います。

第10点は、中国政府が香港に対して行った取組で、1997年、中国に香港が返還されてから、中国は強力に香港をサポートしてまいりまして、2003年に香港は香港・中国経済貿易緊密化協定を結びました。CEPA（Closer Economic Partnership Arrangement）と呼んでいます。CEPAというのは自由貿易協定であり、中国の中央政府と香港特別行政区の間の協定で、香港会社は株主であれアメリカでもイギリスでも、そして日本でもいいんですけれども、香港の会社は優遇措置を中国大陸市場に対して持っています。

この優遇措置、2種類ありまして、まず一つ、香港を源とする物品を中国へ非課税で輸出することができます。日本から中国への物品については課税されますけれども、香港製の物品に関しては非課税です。

二つ目の利点としては、香港の会社のサービス業者の場合、これは44の分野を対象にして、ここに44書いてありますが、会計とか航空輸送、視聴覚、銀行取引、建物清掃、コンピュータ関連業務、文化、流通業務、物流、印刷、保険、鉄道、不動産・建設等々となっています。

これは、また後で見ただければと思いますが、この44のサービス分野におきまして、サービス業者は優遇措置を受けることができます。中国における事業所の設立であるとか、サービス、供給に関しての優遇措置です。例えばタックスホリデーなども与えられますし、又は政府による支援などが得られます。香港のサービス業者でなければ、この領域の分野の中には参入が禁止されている分野もあるわけです。しかし、香港は中国の一部だということ、

香港の会社であればこうした分野への参入が認められています。

CEPAを2003年に結んで以降、六つの追加分野が入っています。これは、優遇措置の範囲とその深さが更に増しているということが香港の会社に対して言えます。CEPAの協定を利用することによって、香港の会社は中国で100%外資会社を設立することができます。これはWOFE (Wholly Owned Foreign Enterprise) と呼んでいます。WOFEは中国での100%外資会社のことです。100%外資会社によって優遇措置を受けることができます。香港サービス業者の資格を得るために、香港会社はある一定の基準を満たすことが必要です。四つの基準があります。

まず、香港サービス業者は香港で設立されなければなりませんし、香港で3年ないし5年営業していることが必要です。3年ないし5年というのは分野によります。また、香港における収益税の納税義務を負い、かつ従業員の50%以上を香港で現地雇用しているということです。残りの50%は、もちろん日本からでもいいわけです。こうした四つの基準を満たさないと香港サービス業者という資格を得ることができ、そしてCEPAにのっとってCEPAの便益を享受することができます。

私が、例えば日本の会社であった場合、香港に今事務所をつくり、3年待って、5年待って、そして香港のサービス業者の資格を得ることができるわけで、ただそれだけ待てないという場合には、既存の香港の事業を買収することができます。関心のある領域で50%、100%買収すると。そして、そこを中国に入っていくための足がかりとして使うことができます。

今回の私の発表の全文を見ていただければと、CEPAの詳しいウェブサイトなども載せております。CEPAについて関心のある方は私に御連絡いただくか、あるいは今回の主催者に御連絡いただきましたら、私の発表のコピーもお渡しできるかと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

では、引き続き、今のアントニー・ウォン先生の御報告に対するコメントを、名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授から頂きたいと思います。それでは中東先生、よろしく願いいたします。

【中東】 名古屋大学の中東でございます。先生の大変興味深い御報告を拝聴しました。ありがとうございました。

私からは、第2部について1点のみ、第1部の内容にも触れる形でコメントをさせていただきます。

第2部において先生のお話を伺いますと、香港をアジア諸国への事業展開の拠点に使うことが大変興味深いということがよく分かりました。ただ、実際に活用されるとなると、日本の会社としてはグループ監査上、検討すべきことが出る可能性があるかと思っております。どの進出形態をとっても、もちろん日本の会社の監査の対象になるわけで、日本の会社の監査役の監査の対象になるわけでありますが、取り分けここでは最も活用されるとされています現地法人を設立する場合を考えてみます。

先生のお話によりますと、香港の会社では、業務監査を担保する機関が社内にはないということですが、外に株主の権利としてはどうか、行政的な規制はどうか、昨日の打合せでも少し議論させていただいたところではございますが、少なくとも社内にはないということでした。そうなりますと、日本の監査役が現地法人の意思決定などをどのように監査をするのが問題になると思います。その場合に、現地法人の法制度に基づいて、もし現地法人の内部で適正な業務監査がなされているということであれば、これを一定程度、信用するということがあり得ることかと思いますが、これができないということになるかと思いますが、実質的には、別法人として現地に何か置くというのではなく、一定の支店等を置いた場合と同じような形の監査が必要になるのかもしれないと思っております。この辺は、また監査の在り方として議論すべき点かと存じます。

私のコメントは以上でございます。先生のお話を伺いまして、池田先生と予定させていただいております現地調査が、ますます楽しみになりました。川口先生のお言葉を借りて申し訳ないのですが、川口先生のチームと同様、来年のシンポジウムで、現地調査の成果を御報告申し上げることを楽しみにしております。

以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

次に、韓国の権鐘浩先生から、韓国の監査制度というテーマで御報告を頂きます。

それでは権先生、よろしくお願いいたします。

#### 「韓国の監査制度」

報告者：建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩

コメント：京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

【権】 ただいま御紹介にあずかりました権鐘浩でございます。建国大学で商法を教えております。

こんなに素晴らしいセミナーで、韓国の監査制度につき御報告する機会を頂き、誠にありがとうございます。御報告方法でございますが、最初は日本語で御報告することを考えなかったわけではございませんが、韓国の監査制度につきまして正しく説明するためには、下手な日本語よりは、私が韓国語で御報告をして、それを通訳の方が望ましいと思いました。それで、大変恐縮ではございますが、これから韓国語で申し上げます。よろしくお願いいたします。

要約した韓国の監査制度について申し上げます。韓国の監査制度は、基本的に日本の監査制度と似ている点が非常に多くあります。しかし、最近、監査制度に関して度重なる改正が行われました。その結果、日本とは非常に異なった制度になりました。

まず、監査機構の種類についてお話をしたいと思います。韓国の監査機構には監査役、常勤監査役、そして監査委員会、この三つの種類があります。そして、企業の規模、また上場会社か非上場会社なのかによりまして設置すべき監査機構は異なります。参考までに申し上げ

げますと、資本金10億ウォンを基準といたしまして、10億ウォン未満の小規模の会社の場合には、監査機構を設置するのは基本的には、その会社の選択に任されています。そして、小規模の会社の場合には、監査役を設けなくても構いません。ですけれども、資本金が10億ウォン以上の会社の場合には、必ず監査機構を設置しなければなりません。ですが、どのような場合に監査機構を設けるのかということにつきましては、会社の規模と、上場会社なのか非上場会社なのかによりまして異なります。

まず、非上場会社又は資産総額が1,000億ウォン未満の上場会社の場合につきましては、監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。そして、資産総額が1,000億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の場合には、常勤監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。また、2兆ウォンを超える大規模な上場会社の場合には、必ず監査委員会を設置しなければなりません。

監査制度の変遷について申し上げたいと思います。レジュメをご覧くださいればお分かりのとおり、韓国の監査制度は、企業の不祥事があるたびに監査制度を改正してまいりました。また、監査制度が機能していないという点におきまして、日本と余り違いがありません。

ごらんいただきますと、日本と韓国が決定的に監査制度において異なる時点というのは1997年、いわゆる通貨危機以降、韓国は監査委員会制度を導入しました。日本は監査役制度を導入しまして、別々の道を歩むようになりました。具体的な内容につきましては割愛させていただきます。

幾つか申し上げたいと思います。日本と異なる点は、監査制度に関しましては商法に規定されておりますが、上場会社に関しましては旧証券取引法で特例を設けておりました。その結果、監査制度は上場会社につきましては商業取引法が、非上場会社につきましては商法がそれぞれ規定をするというシステムになっていました。

韓国におきましても日本の金融商品取引法と似たような法律がありまして、それが資本市場法というんですけれども、それが2009年から施行されました。それによりまして証券取引法が廃止され、証券取引法で定めておりました上場会社の特例事項が商法の方に移行されました。それによりまして、今現在は、監査制度につきましては商法で一元化されています。その結果、証券取引法で規定しておりました監査制度と商法で規定している監査制度が整合性を欠くなど、立法上に様々な不備がございます。それで、韓国におきまして監査制度は、法理論的には説明がうまくつかない、そのような制度になってしまいました。

それでは、韓国の複雑な監査制度の中で、まず監査役制度につきましてお話をしたいと思います。レジュメの2ページをご覧ください。

レジュメをご覧くださいますと、監査役は日本と同様、業務監査と会計監査を行うのを主たる職務とする株式会社の必要的常設機関です。韓国の今現在の監査役の地位というのは、日本の会社法が制定されます商法特例法上の中会社である株式会社の監査役と類似の地位を有していると理解していただければ結構です。

監査役の選任と関連しましては、世界では見ることができない韓国独特の制度があります。監査役は株主総会の普通決議により選任しますが、このとき3%を超過して持っている議決

権につきましては認めません。ですから、議決権にキャップをかぶせています。ですが、面白いことは、選任の場合には3%議決権の制限というものがございしますが、解任に関してはこのような制限が設けられていません。したがって、日本と同様、韓国の場合にも、取締役や監査役を解任するときには株主総会の決議が必要です。また、正当な理由なしに解任した場合には損害を賠償しなければなりませんので、取締役の選任の際には議決権を行使しますけれども、解任のときには行使しないということで、非常につじつまが合いません。

また、監査役の数につきましては商法上、制限がありません。ですから、基本的に韓国の監査制度に関する商法の規定というのは、いわゆる独任制を前提といたしまして規定を行っています。

それ以外に監査役が持っている権限ですとか義務、また監査役が会社に対して負う責任、また第三者に対する責任というのは日本とそれほど違いはございません。また、監査役の責任を免除する場合にも総株主の同意が必要であるということにつきましても、日本と同様です。

それでは、レジュメの3ページをご覧くださいと思います。

非上場会社におきまして、監査委員会制度について申し上げたいと思います。非上場会社の監査委員会制度につきましては、従来は商法で規定をしておりました。参考までに申し上げますと、上場会社の監査委員会の制度につきましては、従来は証券取引法で規定をしておりました。非上場会社の監査委員会につきましては、商法で規定をしておりました。また、資格要件などにつきましても、商法上の要件と証券取引法上の資格要件は異なっていました。

それを前提に今申し上げるのは、昔もあり、今も商法に現存している上場会社でない会社が、任意で監査委員会を設置した場合に適用される規定です。監査委員会を設置するか否かにつきましては、会社の選択に任されています。ただし、監査委員会を設置する場合には監査役を置くことはできません。また、監査委員は3名以上で構成されなければなりません。監査委員の3分の2以上は、必ず社外の監査役でなければなりません。ですが、具体的に申し上げますと、非上場会社の監査委員のうち社外取締役と言われる人は、厳格に申しますと、社外取締役でないにもかかわらず資格が少し強化された人というふうにみなすのが正しいです。2009年に商法が改正されて、そこでいう監査委員会の社外取締役は、非常に厳格な社外取締役であるということを念頭に置いてください。

また、監査委員の場合には、選任及び解任につきましては取締役会において行われます。これは何を意味しているかと言いますと、監査委員というのは、資格は、いったん株主総会で取締役として選任された後、取締役会で監査委員として選任されるということです。これは何かと言いますと、取締役を選任する機関と監査委員を選任する機関が分離されているという点です。ですから、監査委員会の場合には、まず監査委員になる方は取締役として選任されますので、取締役を選任する際には議決権の制限がありません。監査委員は取締役の中で取締役会を通して選任されますので、監査委員を取締役委員会で決定するときにも制限がありません。ですから、非上場会社の場合、監査委員会を設置しますと、大株主の議決制限なしに監査委員を選任することができるという、そういったメリットがあります。韓国の監

査委員会は、取締役会内の一つとして位置づけられています。したがって、取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、基本的に監査委員会において決議した内容は、取締役会において覆すことが可能でありました。ですが、2009年の商法の改正によりまして、監査委員会で決議された内容につきましては、取締役会が覆すことができないように法が改正されました。

また、監査委員会の義務と権限につきましては、監査役の権限がそのまま準用されています。また、監査委員の責任に関しましても、監査委員会の責任は監査役の規定が準用されています。ですが、ここにつきましては韓国の学説上、非常に批判があります。なぜかと言いますと、監査委員は監査委員であると同時に取締役です。ですから、監査委員につきましては、取締役として責任を問うのがいろいろな面において合理的であるというような意見が提起されています。具体的な内容につきましては、そのような主張をする根拠の一つは、韓国の監査は日本と違っていて監査役の制度がありません。ですから、監査委員会の場合には取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、監査委員会におきましては、例えば3人の監査委員のうち1人が反対をしたとしても、多数決で意見を一つに統一しなければなりません。このとき、反対した監査委員の責任問題というのは取締役会の規定を準用するのが望ましいということで、韓国におきましては監査委員会の責任につきましては監査委員としての責任ではなく、取締役としての責任を問うのが望ましいというような見解が有力です。

それでは、続きまして、上場会社の特例についてお話をしたいと思います。

上場会社の特例基準というのは、これまでの証券取引法で規定されていた内容が、2009年、昨年、商法に移る段階でそのまま残りまして、これまでの制度と整合性において不備が起こると非常に複雑な問題が起こっております。

それでは、まず、4ページをご覧ください。

常勤監査役と監査委員会の選択という項目があります。これはどういうことかと申し上げますと、冒頭でも申し上げたように、資産総額が1,000億ウォン以上の、そしてまた2兆ウォン未満の会社の場合、監査役は常勤監査役を置くか、あるいは監査委員会を置かなければならないということです。韓国の場合、監査役、これまで常勤ではなく非常勤で置く会社が多かったため、上場会社で中堅規模の場合には必ず常勤の監査役を置かなければならない、あるいは監査委員会を設置しなければならない、そのような選択制にしたわけです。これは反対に申し上げますと、一般の会社の場合には監査役は非常勤でも構わないということになります。これは、それだけ韓国における監査役の位置が低いということでもあります。

そして、また常勤監査役といった場合には、一般的には社内監査を念頭に置いたものがあります。会社の内部事情について非常に詳しい人が監査役を担当する、それを一般的に常勤監査役というふうに認識しているわけですが、韓国の場合、常勤監査役の資格はむしろ社外取締役に近い役割、資格を要求しております。これはつまり、韓国は監査におきましては社内の事情よりは独立性、又は社会性ということを非常に強調する法制度を施行している、その方向に進んでいるということです。

そして、また、もう一つ、大規模な上場会社の監査委員会の場合です。ここで大規模上場

会社と申し上げますのは、資産総額で2兆ウォン以上の上場会社のことです。そして、また、韓国の場合、大規模上場会社の対象となるのは財閥グループである場合が多いのです。これは、また、逆に言いますと、財閥に対する規制であるというふうにお考えになってもよいかなと思います。

こちらで見えていきますと、2009年度に商法が改正されたときに、大規模上場会社の場合には、監査委員を選任・解任する場合には、すべて株主総会において行われなければならないということが決まりました。先ほど申し上げましたように、いわゆる一般の会社の場合には、監査委員というのは株主総会で、まず取締役を選任され、そして取締役の中から取締役会で監査委員が選任されたわけですが、その結果、大株主の議決権が制限されるというような問題が出ました。そこで、大規模な上場会社の場合には、韓国経済に与える影響力などを考慮いたしまして、監査委員ではありますが、株主総会において選任をすることが望ましいと。株主総会でまず取締役に選任し、そして同じ株主総会の中でそれを監査委員に選任する、そして議決権の3%制限を置くということを決めました。

レジュメの4ページご覧になりますと、2の(1)のところ、非常に複雑なやり方になっています。選任の方法、そしてまた社外取締役の場合、社内取締役の場合、その選任、そしてまた解任の方法などについて明文化されていないために、様々な解釈が可能となっております。私もこの原稿を準備する際に、それらを参考にいたしました。論理的に到底説明できないような規定がありまして、私自ら原稿を書きながらも、これでいいのかと気になる部分がございます。ですから、この部分についてはひとまずこれだけ申し上げまして、監査委員の専門性と中立性の強化のために、(2)の部分ですが、監査委員のうち1人以上は会計あるいは財務専門家でなければならないという規定を設けております。

そして、参考までに申し上げますと、最近、韓国におきましても内部統制システムというものが大変に重要視されるようになりました。特に順法、コンプライアンスの監視ですね。それが大変に重要視されるようになりまして、そのようなコンプライアンス監視員に対する監査というものも監査委員が行いますので、そのために監査委員の中にも法律の専門家を含まなければならないということです。そのような主張も起きております。私は、個人的には、特に金融機関の場合には、法律の専門家も絶対に必要であるというふうと考えております。

そして、また、レジュメの4ページ、その下の方の3にあります、上場会社における大株主の議決権の制限というところがございますが、冒頭で申し上げましたように、非上場会社の場合に、監査役の選任の際にのみ大株主の議決権の制限というものがありません。このときの議決権の制限というものも、筆頭株主であるかどうかを問わず、株主1人を基準として判断をしていたわけですが、上場会社の場合には監査役だけではなく、社外取締役でない監査委員を選任する場合のみならず、解任の際にも議決権の制限があります。そして、このとき筆頭株主だけを対象として、その特殊関係にある人々、グループなどを含めて、それらの全体の3%というふうに判断するという論理的な説明の難しい、そのような規定がございます。

ここで私が申し上げたいのは、社外取締役の監査委員の場合、その選任や解任に当たって

は大株主の議決権の制限がありません。これは、社外取締役である場合には、大株主の影響力というものがないというふうに見ているからだと思われます。

そして、また、5ページをご覧ください。現在の韓国の、上場会社の監査制度の現状に関する表が出ております。これらの統計を見ますと、2000年度に韓国の上場会社の数というのは685社でした。最初の一番上の図の、総合計のところの数字です。日本に比べると大変少なかったということがあります。この中で監査役を置いているのが599社、87.4%でした。そして、監査委員会を置いていたのが86社、12.6%でした。しかし、これが、表の2を見ていただくと分かるんですけども、この監査委員会のある86社のうちで、2000年度のところで、資産規模が2兆ウォン以上であって義務的に設置をしなければならない会社と、そしてまた監査委員会を置く義務はないけれども自発的に設置している会社、この数字を見ますと義務会社が70、そして自発的な会社は16社にすぎなかったわけです。しかし、これが2008年の数字になりますと、義務的設置会社は107社で、これは韓国の経済がそれだけよくなったということですね、数は増えています。しかし、自発的な設置会社の方でも82社に増加している。こちらの方は、数の上では監査委員会という制度が韓国の会社の中で着実に定着していると、そのように見えるかもしれませんが、しかし、ここで義務的設置会社の方では、会社の意思と関係なしに設置されるわけですので、それを除いてしまいますと、自発的に監査委員会を選んで設置した82社というのは、自らの理由で好んで設置したわけですが、その理由というのは基本的に大株主の議決権が制限されないということで、むしろ大株主の立場で見れば、監査役を置いて議決権が制限されるよりは、監査委員会を設置して議決権の制限を受けることなく、自らが好む監査委員の候補者を選任させていく方法をとった方が、むしろより大きな監査委員会を選んだ理由ではないかと思えます。

私が個人的に応援する監査委員でありますとか、監査役の話をお聞かせると、監査役よりも監査委員の方がより機能を失っていると。監査役と監査委員のうちで、機能していないのはむしろ監査委員の方であると、そのような話をよく聞きます。

時間が来たようですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、今の権鐘浩先生の御報告に対するコメントを、京都大学大学院法学研究科の北村雅史教授から頂きたいと思えます。それでは北村先生、お願いいたします。

【北村】 京都大学の北村でございます。権先生、大変明快で示唆に富む御報告を頂き、誠にありがとうございました。

御報告では、韓国法には日本法との共通点が多いという中で、どういう点が違うかということが、かなり明らかにされておりました。時間の関係で、それらの点のうち、私が特に興味を持ちました3点についてコメントをさせていただきます。

第一に、最後に表で御説明されました、監査委員会設置会社の数及び割合についてコメントします。

韓国では、上場会社のうち、監査委員会を選択する会社の割合も数も増えているということでした。特に注目すべきは、自発的に委員会を設置するという会社が増加しているということです。その実状については、権先生が若干最後に述べられましたけど、現象としては委員会設置会社が増えているということです。

日本でこれと比較できる現象としては、委員会設置会社がどれくらいあるかということになります。委員会設置会社は、日本では2002年の改正で導入されました。日本の特に公開会社は、監査役（会）設置会社と委員会設置会社、どちらを選択しても構わないことになっております。現在は上場会社、3,800以上ありますけれども、そのうち委員会設置会社を選択しているのは70社未満と、約2%と言われております。特に、いったん委員会設置会社になったのに監査役設置会社に戻ってくる会社も見られるところです。

委員会設置会社について、日本と韓国の制度上の違いとして特徴的なところは、日本の委員会設置会社になるためには、監査委員会のほか報酬委員会と指名委員会をセットで導入しなければいけないということです。この三つの委員会には過半数の社外取締役が必要ですし、それぞれ報酬委員会なり指名委員会の権限が大きいので、非常に重いシステムになっています。日本で委員会設置会社が余り選択されない制度的な理由としては、このような重いシステムになっていることが一因かもしれません。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスの充実の観点からいたしますと、委員会設置会社のように執行と監督を分離するというのが一つの望ましい方向性であると認識している企業人は、日本でも相当程度おられます。そこで、日本でも、例えば監査委員会のみを設置するという形態も認めてもいいのではないかと、という議論がなされているところです。

第二は、大規模な上場会社につきまして、韓国では強制的に委員会制度を導入したという点です。韓国では、権先生の御報告にありましたように、2000年の改正で、大規模な上場会社は監査役ではなく監査委員会を設置しなければならなくなりました。これは、いわゆるIMF経済危機について、韓国を支援した国際金融機関の要請に従ったものと考えられています。

日本でも、2002年の改正のときに、大会社はすべて委員会設置会社にしてはどうかという議論もありましたけれども、相当数の社外取締役を確保するのは大変だという事情等もありまして、委員会制度への強制的移行というのは見送られました。そうしますと、韓国で委員会設置会社に強制移行するときに、人材確保の点はどうだったのかということは興味の持たれるところです。

関連いたしますと、日本では、現在、社外取締役を1人も選任していない会社が、東証上場会社の約半数以上あるという報告がございます。これに対し、韓国では、自発的に委員会設置会社を選択する会社も増加しているということでした。これには裏事情もあるということでしたけれども、しかし社外性要件の違い、特に会計の専門家を含まなければならないといった、日本と比べてかなり厳しい要件も入っているように思いますので、もし可能でしたら、社外取締役の人材確保について、韓国ではどのような状態になっているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、韓国会社法の最も特徴的な点と思われます、上場会社における最大株主の議決権

制限等についてコメントさせていただきたいと思います。

韓国では、一般論として、監査役の選任について、株主は議決権総数の3%を超える部分の議決権を行使できないというルールがあるということでした。これ自体、大変興味のあるポイントですが、特に上場会社におきましては、監査役又は社外取締役でない監査委員の選任・解任につきまして、この3%ルールの適用とともに、3%の算定につきましては最大株主についてのみ特殊関係人等の持ち株数も合算するとのことでした。そして、第2位以下の大株主につきましては、単純にその人の株式数だけが3%に制限されて、関連法人等の議決権は制限されないということでした。そうしますと、実質的に監査役の選任等につきましては、第2位の株主の議決権数の方が最大株主より実質的に多くなってしまい、つまり議決権の逆転が生じ得ることになります。恐らく、韓国では財閥の力が強くて、第1位の株主が取締役を選任し、第2位の株主は監査役を選任できるようにすることが趣旨だと推測いたします。けれども、こういう制度を導入いたしますと、例えば、憲法上の財産権侵害になるのではないか、あるいは会社法の基本理念である株主平等原則と抵触するのではないか、ということが、日本であれば議論されると思いますので、韓国ではこういう問題について議論があるのかどうかも非常に興味のあるところです。もし時間がありましたら、後でお話しただければと思います。

これ以外にも、いろいろと特徴的なお話を頂きましたけれども、韓国の制度は全体的には日本と似ているので比較研究がしやすいといえます。更に詳細に調査をさせていただき、次回シンポジウムでは、より充実した報告をしたいと思います。

それでは権先生、本当にありがとうございました。(拍手)

【司会（松原）】 ありがとうございました。

続きまして、ベトナムのグエン・ティ・ラン・フォン先生から、ベトナムにおける監査制度の概要というテーマで御報告いただきます。それではグエン・ティ・ラン・フォン先生、よろしく願いいたします。

#### 「ベトナムにおける監査制度の概要」

報告者：ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong

コメント：広島大学大学院法務研究科教授、弁護士 片木 晴彦

【フォン】 御来場の皆様、こんにちは。ベトナム、ハノイ大学法学部のグエン・ティ・ラン・フォンと申します。

今日、この場におきまして、ベトナムにおける監査制度について報告の機会を頂いたことを、法務省法務総合研究所の所長を初め、財団法人国際民商事法センターの理事長及び関係者の皆様に感謝を申し上げます。

では、ベトナムの監査制度について報告させていただきます。

ベトナムでは、監査制度を定める重要な関係法は、2005年の企業法、2006年の証券取引法、そして2007年の財政省が定める会社ガバナンス規制の三つが上げられます。

企業法は、ごらんのように五つの会社の形態を定めていますが、このうち監査制度を扱う会社は、一人有限会社、二人以上有限会社、そして株式会社のみです。

上場株式会社は、企業法の規定のみならず、証券取引法と会社ガバナンス規制も適用されています。

ベトナムでは、民間の投資による会社だけではなく、国が営利を目的として出資した会社も多く存在しています。2010年7月から国有企業法が廃止され、このようなすべての国有企業が、一人有限会社、そして二人以上の有限会社、そして株式会社に改組されることで存続しています。

では、第1部、株式会社における監査制度について述べたいと思います。

株式会社における監査制度には、取締役会による監視や監査役会による監査があります。企業法によれば、すべての株式会社において取締役会が設置され、そのメンバーは最低3人、最高11人が必要となります。この際、取締役は株主である必要はありません。また、上場株式会社の場合、会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーは最低5人、最高11人が必要となります。独立取締役については企業法の規定はなく、会社ガバナンス規制及び商業銀行の組織に関する政令によって定められています。

続きまして、取締役と執行機関との関係について紹介します。

企業法の第108条によれば、取締役会は会社の日常業務執行について、社長又は総社長と他の管理職に対して監視し、指導する権限を有します。ここで、総社長という言葉はベトナム語から直訳しました。御了解ください。執行機関である社長は、取締役により任命罷免されます。また、社長は取締役のメンバーでも、そうでなくともよく、取締役会の主席が執行機関である社長を兼任することもできます。ここで、主席という言葉は直訳語なので、会長という言葉に当たると思います。取締役会は、日常執行について執行機関に対して監視し、指導する任務を負っています。

次に、取締役会の監視の範囲についてです。

取締役会の監視の範囲は、取締役会の決定、法律上の権限の執行、法律上の権限と義務の執行、定款に定められた決定事項の執行、そして会社との契約に定められた決定事項の執行です。企業法によれば、取締役会は少なくとも3か月に1回、定期会議を行う必要があります。この会議は取締役会の主席によって招集されます。つまり、取締役会は常時、執行機関に対して監視をしているわけではないのです。そのため、取締役会が独立して監視を行っているのか、常時に監視をすることが可能なのかという疑問点が出てきます。

次に、この点から、取締役会の主席の監視について述べたいと思います。

取締役会の主席は、株主総会又は取締役会によって任命され、社長を兼任することができます。主席は、執行機関の業務執行について監視する権限を有します。

取締役会の主席は他の取締役と異なり、常勤となります。このため、主席による執行機関の監視は、取締役会による監視より即時に行われると考えられます。

次に、上場会社の取締役会について述べたいと思います。

上場会社ガバナンス規制によれば、ご覧のように、このような部門からなります。このう

ち、内部会計監査部門には少なくとも1名、会計専門者が必要となっています。この専門者は、当該会社の会計担当でないことが求められています。実際には、多くの会社において、常勤である主席が社長を兼任し情報を独占し、取締役会が執行機関から会社の業務執行に関して正確かつ十分な情報を受けていないため、法律に従って監視を行うことができなくなりました。このため、取締役と執行機関のメンバーが利益相反を行う例が見られ、これを取締役会が適切に監視を行えず、利益相反取引に対して差止請求権を行使できない事件が多く発生しました。

これらの事件から、取締役会による監視が形がいは化する傾向や、取締役会の主席と社長の兼任により、主席による監視が機能していない状況が見いだされました。これらに対する立法策として、独立取締役の導入や執行機関の情報提供義務の規定が打ち出されました。

ここで、ベトナムでの独立取締役について紹介したいと思います。

現在、企業法上では独立取締役に関する規定はありません。しかし、会社のガバナンス規制と商業銀行に関する制定が独立取締役について定めています。会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーのうち、3分の1の独立取締役の選任が必要となります。さらに、独立取締役は執行機関のメンバーでない者であることが条件として規定されています。この法制度の改善により、商業銀行のみならず、多くの上場株式会社、具体的には2009年3月まで、上場会社の177社のうち、107社が独立取締役を設置し選任しました。

独立取締役の導入は、想定以上に取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反を行ったことや、少数株主の保護の軽視からの転換が背景に挙げられます。さらに、この導入は世界銀行の勧告を受けたもので、これも理由に挙げられます。

次は、独立取締役の設置の利点について述べたいと思います。

独立取締役は比較的最近導入されましたが、既に、その役割は幾つかの会社において高く評価されています。これらの取締役は執行機関から独立していることから、幅広い知識を持ち、会社との利益相反を生じさせず、執行機関に対してよいアドバイスを行ったことなどが評価されています。

次に、取締役会に関する企業法の改正動向について述べたいと思います。

今後、会社ガバナンス規制だけではなく、独立取締役に関する地位、監視権限、選任の欠格事由、そして執行機関の情報提供義務などを企業法によっても規定される必要があると思います。

次に、監査役会による監査について述べたいと思います。

第1点として、監査役会の組織についてです。

ベトナムの企業法によれば、11人以上の個人株主、又は発行済株式総数50%を保有する法人株主が存する株式会社は、監査役会を設置する義務を負っています。監査役会の設置については、企業法のみならず、上場会社ガバナンス規制にも適用されています。立法趣旨によれば、監査役会は会社の重要な地位を占めているとされています。

監査役会は、そのメンバーが株主総会によって選任され、独立機関として、会社の利益と株主利益を保護するために、取締役会と業務執行機関の決定事項を監視します。この際、監

査役の独立性が確保され、監査役は株主でなくてもよいが、管理職を務めてはならないとされています。監査役会の専門性が高いことから、監査役のメンバーのうち、少なくとも1人が会計員又は会計監査人でなければならないとされています。

さらに、上場会社ガバナンス規制は、企業法に加えてそれ以外の監査役の条件を規定しています。当該会社の会計・財務部に所属しない者、また当該会社に会計サービスを提供する独立監査機関のメンバーでない者でなければならないとしています。

次に、第2点は、監査役会の義務についてです。

ちょっとミスがありますので、修正をお願いします。

監査役会は、取締役会や社長の業務執行を監視する権限を有し、株主総会に対して責任を負います。企業法の立法趣旨によれば、監査役会には重要な監査機能を果たすことが期待されています。そのため、多くの権限を与えられます。ご覧のように、それは検査権、報告承認権、株主に対する報告提示権、提案権、そして違反行為差止請求権を有しています。これらの権限の行使を確保するために、監査役会は情報接近権を与えられています。監査役は、必要な場合に積極的に会計帳簿、会社の資料、業務執行に関する情報を調べることができます。

続きまして、監査に関する実際の問題点として三つが挙げられます。

第1点は監査役会の役割についてです。

99年企業法の改正以前、監査役会はそのメンバーが取締役会によって指定され、監査役会は取締役会による支配を受けました。

2005年企業法施行以降、監査役会は取締役会によって作成した会社の内部の規制により、権限が制限されることになりました。このため、監査役会が形がい化するという弊害がもたらされました。取締役と社長は監査役による監査を回避したり、監査役への情報提供義務を誠実に履行しなかったり、場合によっては監査役が取締役と通謀し、不正行為をするなどの行為が頻発しました。

第2点は、監査役の資格についてです。

企業法によれば、監査役の管理職の兼任が禁止され、監査役会のメンバーは株主又は労働者である必要はありません。実際には、選任された監査役は通常、労働者あるいは下級社員からなった場合が多くなりました。このため、これらの監査役は、労働者としていつでも解雇される可能性があります。つまり、この関係によって監査役の独立性の確保に疑いがあったのです。また、監査役会には、会計人又は会計監査人が含まれます。しかし、会計監査人は通常ただ1人であるため、実際には独立会計監査部門になっていません。さらに、その人数には制限があるために、独立した会計監査が十分に行われる形になっていません。多くの会社の監査役は十分な専門知識を持たず、会社や株主を徹底的に保護しようとする意思に欠けているほか、独立した地位を占めていないため、企業法により期待され、与えられた職務を行えるわけではない状況です。

続きまして、監査役会の会議と報告書の内容について述べたいと思います。

企業法上、監査役会の会議について規定しておりません。しかし、上場会社ガバナンス規

制上、監査役会は少なくとも年2回会議を行い、全員の3分の1の出席を必要とします。その記録は詳細に作成し、書記や出席したメンバーそれぞれのサインが必要とされます。しかし、実際には、監査役が履行した報告義務は、取締役、執行機関の監視には余り役に立っていません。なぜなら提出された報告は、会計監査法人による監査結果や、取締役会や執行機関の情報を利用するニュース性の高い情報ではないこと、また、そのためもあり、監査役会の監査結果は単に警告としての意味しか持っていないと考えられることなどです。また、監査役会の報告書の扱いは、取締役会や執行機関の報告書とほぼ同様な内容となっている場合が多く見られます。このため、株主にとって必要不可欠な情報を欠いています。また、その報告内容は、取締役や社長の業務執行の欠点を批判するより、むしろ賛美し、あるいは追従することが多いとされます。

続きまして、監査役会の役割の低下の原因について紹介します。

最近、株式会社の違反に関する情報、そして2010年、ベトナムの外資系会計監査会社の調査から粉飾決算が見られる会社がしばしばあると思われませんが、これを簡単に発見することは難しいことでした。なぜなら、社長らは、株主や取締役に対して彼らの期待どおりの会社の経営が進んでいることを報告することを欲しており、失敗や非効率性について、これをできる限り隠したいと考えているからです。

以上の状況から見ると、監査役会の運営上の問題点、幾つかが挙げられます。

それは、情報接近権の行使には障害が見られます。

次に、監査役会による違反行為の発見はほとんどありません。

もう一点は、違反行為差止請求権は行使されていないということです。

ここで生じた監査役会の形がい化の弊害は、会社の利益や株主保護の欠如に結びつくと考えられます。

次に、監査役会による監査の問題点の解決策について述べたいと思います。

監査役会による監査の問題点の解決策として、今後、企業法において、監査役会により独立的な地位を確保し、代表訴訟権を与え、また株主の保護のために必要な情報を監査役会の報告内容に要請する必要があると思います。

以上、株式会社の監査について報告しました。

第2部について、一人有限会社の監査について述べたいと思います。

一人有限会社の場合、組織である所有者が存する会社と個人である所有者が存する会社に分けられます。この場合、2人の委任代表者が所有者により選任される場合、会社には社員会、社長と監査役が設置されます。ここで出た委任代表者は今、これも直訳語ですけれども、実際には国有企業の状況から見ると、この委任代表者は取締役に当たると考えています。1人の委任代表者が所有者によって任命される場合、委任代表者が会社の主席となり、この会社には会社の主席、社長と監査役が設置されます。という二つの形態が存在しています。

時間があまり長くありませんので、次に監査役会の組織について、ちょっと述べたいと思います。

一人有限会社の監査役会は、3年を超えない任期の1人から3人の監査役によって構成さ

れ、その監査役は所有者によって任命され、会社の社員会、会社の主席、社長の業務執行に対して監査義務を負っています。これは、企業法の71条の規定の内容です。

次に、ご覧のように、一人有限会社の監査役会の権限についてです

ほとんど株式会社の監査役会の権限と同様です。

監査役会制度自体は国有企業法上の監査役会をモデルとして作り出されており、その重要性に関して議論が余りされていません。また、そのせいか、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多くなっています。これは、私の調査で分かったことです。

最後に第3部、二人以上有限会社の監査について少し述べたいと思います。

二人以上有限会社には、社員会、社員会の主席、社長が存在しています。

監査役会は、すべての会社において設置される必要はありません。ご覧のように、11人以上の社員が存する会社は、監査役会を設置しなければなりません。また、10人以下の社員を持つ会社では、会社統治の要請に応じ、監査役会を任意に設置することもできます。

監査役会そして監査役会の長の勤務制度について、企業法によれば、定款によって定められます。

次に、監査役会の権限と監査の実態について話したいと思います。

立法趣旨によれば、二人有限会社の監査役会は株式会社の監査役会より重視されていません。実際には、国が資本参加する二人有限会社の場合、執行機関の業務執行について監査役の監査より、むしろ委任代表者である取締役の監視が重視されています、という状況があります。

最後の言葉として、ベトナムの経営の自由化が高まったことに伴い、執行機関に対する取締役会の監視、取締役会、そして取締役会と執行機関に対する監査役会の監査の重要性が明らかとなりました。ベトナムでは現在、上場会社のガバナンスを整備するとともに、企業法上の取締役会に関する規定の改正が迫られています。しかし、残念ながら監査役制度の改革までは、まだ提言されておられません。今後、会社内部の監査機能を強化するためには、独立取締役の地位を重視し、また監査役制度を抜本的に改革してゆく必要があります、そして株主や一般投資家を保護するための外部機関を創出する必要があると思います。

以上の説明で不足な部分が多いと思いますが、後で御指摘や御質問、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

御清聴、ありがとうございました。(拍手)

**【司会 (松原)】** どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、今のグエン・ティ・ラン・フォン先生の御報告に対するコメントを、広島大学大学院法務研究科教授、弁護士の片木晴彦教授から頂きたいと思います。それでは片木先生、よろしくお願いいたします。

**【片木】** フォン先生、大変貴重な報告をありがとうございました。私もまた、来年にはベトナムの方で現地調査に赴く予定にしておりますが、大変楽しみにしております。

時間も押しておりますので、簡単に3点ほど、先生の報告に敷衍する形で私のコメントを

申し上げたいと思います。

フォン先生の報告の順番と少し異なりますけれども、まず最初に監査役制度についてコメントしたいと思います。

このシンポジウムの一番最初に、方新先生の方から中国の監査制度について詳しい報告を頂いております。こちらにおきまして、従業員の代表が監査役として選任されることが規定されているというのが中国の制度であります。ベトナムにおきましては、従業員を監査役に選任する規定というものは法律上は存在していないようです。ただ、既にフォン先生の報告から大体お分かりいただけるとおり、実際に株式会社の監査役としては、管理職ではない従業員が選任されている例が非常に多いようです。そういたしますと、先生自身が既に指摘されましたように、取締役あるいは経営者の支配下にある従業員が十分な監査役としての監査機能を果たし得るのかどうか、非常に問題があるという点は、確かにそのとおりなんだろうと思います。この点、今後、法の改正等で改めていく必要があるということだろうと思いますが、その際には、やはり監査役というものに何を期待するのか、どのような役割を考えるのが重要になるんだろうと思います。

その点に関連して第2点、支配株主との関係ということについて見てみたいと思います。

ベトナムにおきましては現在、民間企業の多くは、国有企業からだんだんと民営化している企業だろうと思います。ベトナムの証券市場に上場されている企業も、国がなお支配的な株式を持つ会社が上場して、一部の株式を市場で取引しているという例が非常に多いとお聞きをいたしました。そうしますと、特にコーポレート・ガバナンスという観点からいえば、こういう上場企業における少数株主の保護というのが非常に重要になってまいります。実際、会社法の規定におきまして、この支配株主との関係を考慮したような規定も幾つか見られます。

先ほど少しコメントがありましたけれども、例えば監査役会の設置義務は株式会社についていうと11人以上の企業であるか、あるいは50%の株を持っている支配株主がいる場合には必ず監査役会を設置しなければならないということになっております。

実は、ベトナム企業法をあらかじめ送っていただきました。そちらを読んでおりましたら、国が会社の株を保有している場合に、国の管理者の関係者が取締役になることを禁止する規定などもございました。このような形で、ベトナム会社法におきまして、支配株主の支配から逃れた監査役あるいは取締役を選任ということが要求されています。

他方で証券市場に対するガバナンス規制、財務省のガバナンス規制というところをみますと、こちらでは一つには社外取締役の選任、ノンエグゼクティブ・ディレクターという言い方がいいのかもしれませんが、それを3分の1以上要求する。あるいは、いわゆる委員会制度といいたいでしょうか、内部監査委員会や報酬委員会を設置するというようなやり方によって独立した監査制度を設置しようという動きが見られます。

フォン先生の最後のコメントで、この独立取締役制度あるいは監査役制度というものによって監査機能を高めていくということでしたけれども、特にこの少数株主の利益を擁護するという観点から、今現在、証券会社のガバナンス規制が進めようとしているような取締役会

の改革と、それから主として会社法の方で今考えられているような監査役制度の改革の両者を、どのような形で関係づけていくのかというのも非常に興味深いところです。

第3点、最後になりますが、一人有限会社、二人有限会社というものの指摘がございました。我が国から現地法人という形でベトナムに進出する会社の多くは、恐らく合弁会社を設立するのであれば2人あるいは3人の社員による有限会社、そして単独で出資する場合には一人の有限会社という制度を利用するものと思われまます。ただ、一人有限会社の方に監査役会を設置する義務があるということで、戸惑われた方も多いかと思いますけれども、これは恐らく一人有限会社の多くは、いわば国有企業が民営化したばかりの段階と、我が国でいえば例えば日本郵政株式会社みたいなものが、今現在、この国の有限会社となっているというふうに想像すると、比較的分かりがいいんだろうというふうに想定されます。

それだけに、この有限会社という制度が、小規模閉鎖的な会社のための規制というわけでは必ずしもないようで、そこが少しこの有限会社制度を分かりにくくしているのだろうなというふうに思ったというところです。

以上でございます。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答の時間に移りたいと思います。

質疑応答の進行につきましては、弁護士法人大江橋法律事務所弁護士の池田裕彦先生にお願いいたします。

それでは池田先生、よろしく願いいたします。

## 質疑応答

進行：弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

【池田】 御紹介いただきました弁護士の池田でございます。

会場の皆様から、いろいろ御質問を頂いておりますので、早速その質問を御紹介させていただいて、海外の招へい者の先生方から御回答を頂きたいと存じます。

それでは、まず、最初の質問です。質問用紙の番号では055番の質問で、ベトナムのフォン先生に対する質問です。

フォン先生の、レジュメの3ページの5にあります、取締役会メンバーの数の制限についての質問です。

最低の人数については理解できるのですが、なぜ最高人数が設定されているのでしょうかという御質問です。

フォン先生、よろしく願いいたします。

【フォン】 この質問に対しての答えは知っている範囲で、これは立法者が、1999年と2005年の改正企業法上、導入されたもので、実はベトナムの株式会社に要請されたこともあるのが、やはり海外からの提携を受けて、このような最高の取締役のメンバーを規定したと思います。

さらに、ベトナムでは株式会社の場合はほとんど国有企業から改組されたもので、やはり株式を上場する場合は監査役会のメンバーを規定する必要があると思われます。

【池田】 どうもありがとうございます。

片木先生、何か補足で御説明ございますでしょうか。

【片木】 日本におきましても、余り多くの取締役を置くことは取締役会の監査機能といましようか、やはり充実した審査機能というものに対する弊害になるということはよく言われていることで、実際に取締役の定員は、恐らくこの十数年間で3分の1近くに下がったんじゃないでしょうか。これを法規定として置くことがいいのか、実際のよき実務慣行として考える方がいいのかというのは、多分それぞれの国によって違ってくるといことだろうと思います。

【池田】 ありがとうございます。

ちなみに、中国の方でも、取締役の数の上限について、何か規制があるようなお話も伺ったように思うんですが、方新先生、何かございますでしょうか。

【方】 確認しましたら、基本的には上限の制限がなく、会社の定款の定めにゆだねてはいますけれども、一部の特別法令には、あるいは地方法令には、例えば3名から13名までというような定めがありますけれども、なぜそういうふうになったかと言いますと、一つは多分、人数が多過ぎるとかえって経営判断が、意思決定が遅くなるというようなことと、あとは多分、役員報酬との関連もあるのではないかと推測されますけれども。

【池田】 どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、今度は香港のウォン先生に対する質問です。質問書の番号は、023番の質問でございます。

ウォン先生の、パワーポイントのレジュメの12ページにございますが、この財務等の報告のところで、総会議長の報告と、チェアマンズ・ステートメントというものに触れておられますけれども、それは一体どういうものなんでしょうかという御質問です。

【ウォン】 ありがとうございます。

実際、チェアマンズ・ステートメントというのは、この言葉どおり、書面で出されたチェアマンのステートメントということです。これは、取締役会議長のステートメントです。これは、会社が株主に対して、少なくとも株主総会の21日前に送る文書の中に入れられるものです。株主はそれを精読して何か問題があると感じた場合には、株主総会で質問をすることです。このチェアマンズ・ステートメントというのは、まず取締役報告書から入りますと、この取締役報告書というのは、その会社がこの会計年度、過去1年間何をしてきたかということ具体的に記し、そして、どのようなことを達成したかということを書きます。取締役会議長のステートメントは、彼の立場からそれを裏づけるということ、そしてまた取締役会に対しては一生懸命やってくれたことに感謝を述べ、更に将来に向けてのビジョンを示します。企業としてどの方向にこれから向かっていくのかということ述べています。ときには、このチェアマン、取締役会議長は、商業的な理由から次の年の、利益の見出しを出す場合もあります。今年は1億ドルの利益が上がりましたと、そして過去の実績から言いま

すと毎年10%伸びているので、来季に関しましては1億1,000万ドルになると思われる。しかし、監査役がそれを見たときに、そのステートメントの中で述べられていることで、例えば大きなクライアントが1社撤退してしまうということを知っていた場合には、本当にそれだけ、1億1,000万ドルというものを達成できるのかどうかということに疑義が生じるわけです。そうしますと、やはり監査としては、それはおかしいということを述べ、そしてそれを修正した上で、株主総会向けに発送するということが求められるということです。そうでなければミスリーディングになってしまうということです。

【池田】 日本の会社法でいう事業報告のようなものを想像してしまいましたが、ちょっとそれとは違うもののようなふうに取りました。

中東先生、この点、何かコメントございますでしょうか。

【中東】 今言っていたとおりで。正誤表をお配りしておりますが、正誤表で取締役会意見表明書になっていますが、これは取締役会議長ということでございまして、そう理解していただくと、よりおわかりいただきやすいと思います。

【池田】 それでは、また同じ方の御質問で、質問票番号では023です。

この御質問は、方新先生に対する御質問です。

方新先生の、レジユメの7ページの一番下のところでございます。監事の責任の明確化について述べておられますけれども、方新先生は監査役の第三者に対する責任を、一般法行為による責任及び会社法上の監査役としての責任の両方を念頭に置いておられるのでしょうか。そして、この第三者には、株主が含まれるのでしょうかという御質問です。

よろしく願いいたします。

【方】 ありがとうございます。

中国の会社法においては、監査役だけではなく、すべての役員、取締役を含めて第三者に対する責任については何ら定めがありません。だから、会社の役員、取締役の第三者に対する責任というのは、これについて会社法上の定めがないというふうになっております。ですから、第三者が会社の役員、取締役の責任を追及するには、不法行為法とかに基づいて行うしかないというのが現在の状態です。あと、中国ではそういう場合は職務行為というような理論がありまして、なかなか個人の責任までを追及するのが困難な状態です。対外的には会社の行為とみなされて、まず第一的には会社が責任をとるというような形になっています。実務上もそういうふうになっています。

もう1点は、第三者には株主が含まれるかどうかです。そもそも第三者に対する責任の規定がないんですから、このところは当然、法律上の明文の規定はないんですけれども、もし、あえて言えば含むと解すべきではないかと思います。通常は債権者とか、そういうような第三者に対する責任のことですけれども。

【池田】 ありがとうございます。

それでは、次に会場からの御質問ではなくて、先ほどの、日本側の専門家委員の先生方からのコメントの中で提起されました御質問について、もしここでお答えいただければ、お答えいただきたいと思います。

韓国の権先生の御発表に対するコメントの中で触れられておりました質問でございますけれども、先ほどの権先生の御発表の中で、大規模上場会社については監査委員会の設置が強制されているというお話がございました。その点につきまして北村先生の方から日本ではそういうことをすると、なかなか人材が集まらないのではないかというようなことが言われているけれども、韓国ではそういう社外取締役の人材の確保について問題はなかったのだろうかというような御質問がございました。これにつきまして権先生、何かお答えございますでしょうか。

【権】 質問に対して、韓国でも監査委員会を取り入れようとするときに、韓国でも社外取締役の資格を持っている人は少ないだろうと。そういうふうになれば、監査委員会も実際には機能しないだろうと、そういう理論で反対したケースが多かったんですね。それでも実際には、レジユメの5ページですけれども、2の図2です、2000年に、基本的に監査委員会を設置しなければならない会社が70社にすぎないんですね。それで、取締役会の監査委員の3分の2以上を社外取締役とすれば140人からで、その時期は実際には社外取締役の資格は余り厳しくなかったんです。それが、今は、先ほど北村先生がおっしゃった、例えば監査委員の中で財務専門家とか会計専門家が少なくとも1名以上という、そういうことになったのがアメリカのSOX法の影響で、その次に2003年とか、段々そういうふうに、ある意味では社外取締役の資格を緩やかにして、それを段々厳しくするという、そういうことが一つあって、もう一つの場合は、韓国の場合はどっちかというところ勝負というか、取りあえずやってみて、それが問題であれば直すという、そういう面も確かにあって、それで監査委員会を取り入れたと、そういうこともありまして、もう一つは、ある意味では、今、監査委員の多くは大学の先生なんですね。それで、大学の先生の立場からすれば、新しい仕事の場といいですか、そういうこともありまして、私も実際、社外取締役になりたいというのが夢なので、そういうこともあります。

そして、もう一つの質問は、恐らくなんですけど、資本主義の国家で株式をたくさん持っているのにもかかわらず、一定のパーセンテージ以上は議決権を認めないというのは、それは憲法上の財産権の侵害という主張も確かに韓国にありまして、私が知っている限り、そういう場合には防衛策としてもそれを認めている国もありまして、そういう観点からすれば韓国は珍しいという、そういうことはないと思うんですね。確かに、問題は、韓国の場合は株主平等原則というのが、それがものすごく強いんですね。そういうことなので、株主平等原則に相反するのではないかという、そういう主張もあるんですけども、それは日本と全く同じだと思うんですけども、種類株式とかそういう話をするとき、それが法律で認めるから、株主平等原則の例外だという、そういう主張が韓国にあります。

それで今、財産権の侵害という、そういう主張をする先生の間では、すばらしいアイデアだと私は思うんですけども、そういうことがあれば、それでも監査役を選任するときに、監査委員もそうですけれども、議決権を制限するのはいろんな面で問題があり得ると。そうすれば、韓国で累積投票制度があります。それを、今、韓国では取締役を選任するときに累積投票制度を取り入れようとしているし、法律的にはどういうふうになっているかといえ、

定款で配慮する規定がなければ、累積投票制度が自動的に入るんです。それでも、韓国の三星とか現代自動車とかトシコとか、ああいう会社の場合は、韓国人の株式比率が60%を超えるんです。ああいう会社も、実際には定款も特別決議をして配慮してるんです。そういう面で非常に不思議な国なので、それでむしろ、今ある意味では取締役会というのは、意思を一つに統一しなければならぬ組織なので、そういう取締役会の場合にはむしろ累積投票制度よりは、それを廃止して、監査委員会とか監査役を選任するときに累積投票制度を取り入れましょうという、そういう主張があるんですけども、私はその意見には賛成しておりません。

それぐらいでよろしいですか。

【池田】 どうもありがとうございました。

続きましての御質問に移りたいと思いますが、会場からの御質問で、質問票の番号で031の質問票です。これは方新先生に対する御質問です。

中国において、会社法改正前に設立されている会社で、現在、監事及び監事会未設置の会社についての御質問ですが、今後の見通しを教えてほしいと。合弁あるいは組織変更時に、例えば総経理が交替するときに、その監事とか監事会の設置が要求されるのでしょうかと、そういう御質問です。

よろしく願いいたします。

【方】 ありがとうございます。

今のところは、特に会社法改正前に設立した会社について、例えばタイムリミットを設けて一律に監査役か監査役会の設置を要求するという気配はないんですね。そういう動向はないと思います。そうすると、会社としてはなければ設置しないというのが一つの対応と、もう一つは、やっぱりガバナンスを強化すべきという考えに基づいて進んで設置するというような基本的なパターンと思いますけれども。

組織変更のとき要求されるということですが、じゃ、どういう組織変更が行われたときに要求されてくるのかといいますと、別に一定の基準があるわけではないんですけども、私の感覚では定款修正程度の組織変更であれば、そういう場合には要求されてくるんです。だから、総経理の交替とか、あるいは董事の交替とか、そういう場合は単に登記でもないんですね。届出だけですから、そういうようなレベルの事項で要求されることは全くないとは言いきれませんが、一般的にいうとないのではないかと思います。

もう一つ、合弁会社の場合ですね、選任する場合、どういうふうを選任するのかという問題もあります、実は。なぜかという、さっき御報告のときにも御説明したんですけども、合弁企業とか合作企業において董事会が最高権力機関と位置付けされています。だから、そういう会社においては総会を設置しないんです。そうすると、総会を設置しない会社で監事をどういうふうを選任するのかということがありますけれども、これは一人会社の場合はいいんですけども、要するに出資者が決めればいいんですけども、そうではなくて複数の出資者が出資する場合、今の実務では複数の出資者が合意して選任するというような形になります。例えば、1人にする場合とか2人にする場合、例えば、合弁の場合は、両方のパート

ナーがそれぞれ1人選任とか、そういう基本的には、この部分が法律のブランクですから、結局、当事者の合意にゆだねられています。

はい、以上です。

【池田】 どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。会場から頂いている御質問で、質問票の番号が022番の御質問です。この御質問は、ベトナムのフォン先生に対する御質問です。

質問を三つ頂いております。三つとも、ここでちょっと読み上げさせていただきます。先生、ちょっとメモしていただけますでしょうか。

一つ目の質問が、一人有限会社の監査役又は監査役に、社長等の義務違反行為の差止権はあるのでしょうかという御質問が一つ目です。

2番目の御質問は、先生のパワーポイントの、39のところに関する御質問です。先生のパワーポイントの39で、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多いという記述がございますが、取締役、委任代表者は、そもそも監査役会のメンバーとなれるのでしょうかという御質問が二つ目です。

それから、三つ目が、監査役が仕事をしないような場合、株主から責任を問われることがあり得るのでしょうか。株式会社と有限会社で監査役の義務の重さに違いが生じるのでしょうかというのが三つ目の御質問です。

ちょっと三つで多いですが、よろしくお願ひします。

【フォン】 お答えさせていただきます。

まず、第1の質問については、ベトナムの企業法第71条によれば、監査役会の差止請求権を定めておりません。しかし、実際には、この場合の社長は、例えば政府、また政府の委譲を受けた機関が国の資本を管理する場合は、この場合は所有者によって解任権を行使される場合が多いです。

第2の質問は、現在の企業法によれば、監査役は取締役の兼任を禁止されておりません。そのため、取締役はもちろん監査役会のメンバーとなる、もちろんです。

第3の質問については、株式会社の場合は、この場合、監査役が仕事をしないため株主総会で解任権を行使される場合が多いです。有限会社の場合は、単なる所有者によって解任を決定されるわけではありません。なぜなら、国が出資した会社の場合は、党機関、そして労働組合によって支配されているから、解任する場合は会社法以外の機関の意見を受けなければなりません、という現状です。

【池田】 どうもありがとうございました。

ほかにも質問を頂いておりますけれども、時間が相当押しております。今日のいろいろな海外招へい者の先生方の御発言の中に、監査制度が機能していないとか、日本もそうだと思うけれどもという御発言が度々ありまして、恐らく、今日おいでになっている監査役の皆様からすると、心穏やかでないところも多々おありだったかと思っておりますけれども、そのあたりは、また来年、本研究会でシンポジウムを予定しておりますので、その際、御意見を頂けれ

ば有り難いと思います。

御質問いただきました会場の皆様，それから国内の委員の先生方，そして海外招へい者の先生方，本当にありがとうございました。（拍手）

【司会（松原）】 池田先生，海外招へい者の皆様，日本側コメンテーターの皆様，そして会場の皆様，どうもありがとうございました。

それでは最後に，本日のセミナーにつきまして，神戸大学大学院法学研究科の近藤光男教授に総括していただきます。近藤先生，よろしくお願いいたします。

### 総括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

【近藤】 神戸大学の近藤でございます。最後に，本日のセミナーの総括をさせていただきますと思います。

本日は、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」というテーマで，4時間近くにわたりまして議論していただきました。報告された先生方，議論に参加された方々には深く感謝申し上げます。

現在，我が国の監査役制度は曲がり角に立っているかのように思います。監査役制度と監査委員会制度との制度間競争といいながら，実際には，多くの会社が依然として監査役制度を選んでおります。コーポレート・ガバナンスを考えるに当たりまして，監査制度が極めて重要なテーマであり，監査制度の進むべき道を探求することが急務ではないかと思えます。

この研究会では，国際的な企業活動が活発である現在におきまして，アジアにおける監査制度について比較検討が必要であるという立場から研究を始めたものであります。監査制度が重要であるということについては，恐らく各国で共通認識がありながら，実際の制度は大きく異なっているわけであります。今回のセミナーでは四つの会社法について，監査制度に関しまして，取り分けその沿革と実状について御議論いただいたわけであります。ここで，各国の報告から以下のような興味深い知見を得られたということで，あくまでも私の独断で列挙させていただきます。

中国につきましては，中国では取締役会に当たります董事会には監督の権限が付与されていないということ，会社内部の監督システムとしても，董事会による監督機能が明確にされていないということや，規模が小さい会社は除きますが，監事会を設置する有限会社では，監事会は株主総会で選任された株主代表監事と従業員により選任された従業員代表監事から構成され，そしてその比率は従業員代表監事が3分の1を下回ってはならないというふうにされていることを知ることができました。そして，従業員代表監事は会社の従業員であり，会社の董事や高級管理職の指揮命令を受けており，またほかの業務も兼務し監事の職務に専念できないこともあり，その結果従業員代表監事による役員や高級管理職に対する実効的監督が難しく，期待するほど機能していないという御指摘をしていただいたわけであります。また，監事会は完全な合議制機関であり，監事会設置会社におきまして監事は単独で監査権限

を行使することができないで、監査権限は基本的に監事会によって行使されている。個々の監事が自己の意思や判断に基づいて監視活動を行えないことが問題であり、監事会が多数決による合議機関であることの問題点が指摘されているわけであります。

続きまして、香港では、監査役ではなくて監査委員会制度が導入されているようでありませう。上場会社では監査委員会が必須になり、今後すべての会社において設置が求められるようになるだろうという御指摘をさせていただいたわけでありませう。監査委員会は委員長と非常勤取締役からなり、委員長は取締役会とのアクセス機能が期待されているということや、監査委員会は全分野での広範な問題を取り扱うのではなくて、業務監査での役割が限定的であるということが興味深い点ではないかと思ひます。また、外国資本が香港に進出するに際しましては、外国会社の香港支店とする場合や香港子会社の利用が考えられるけれども、香港会社を利用するという場合には多くの利点が得られる、という興味深い御指摘を受けたわけでありませう。

続きまして、韓国につきましては、監査役と常勤監査役、監査委員会の三つがあり、企業の規模、あるいは上場か非上場かによって設置すべき監査機関が違ふということと、上場会社の常勤監査役には上場会社の社外取締役と同じような資格制限があり、独立性が重視されているということと、大変興味深くお聞きしたところでありませう。さらに、大規模な上場会社では監査委員会の設置が強制されている一方で、非上場会社では任意であるということでした。そして、監査役の選任決議において株式数による議決権制限があるということも、大変注目される点ではないかと思ひます。また、監査委員の選任・解任が取締役会ではなくて株主総会の権限になっている場合があるということでありませう、この点も日本とは違ふ、大変興味深い点ではないかと思ひます。

最後に、ベトナムでありますけれども、株式会社において取締役会が十分に監視する機能を果たしていないという御指摘を受けたわけでありませうが、最近になって独立取締役制度が導入され、取締役会の3分の1以上の独立取締役が必要とされ、執行機関からの独立ということが強調され、その結果、執行機関に対してよりよい監督機能を発揮できるのではないかという、そういうお話があったわけでありませう。それに対しまして、監査役の機能は十分に発揮されておらず、監査役会も十分に機能していない。監査役は期待されている職務を果たしていないのではないかという御指摘があったわけでありませうし、監査役会の形がい化という状況が特に気になったところでありませう。これに対しましては、監査役会には、より独立した地位を確保して株主保護のために必要な情報を、監査役会の報告内容ということで充実させるべきではないかという、そういう御提言をお聞きしたということでありませう。

あくまでも私自身の独断によりますが、以上が本日の御報告で得られた特に興味深いところということでありませう。これらの四つの会社法における監査制度の研究からは、日本とは似ている点もあれば、固有の制度もあり、日本における監査制度について再検討しなければいけないという点を数多く示唆しているのではないかと思ひます。

そして、更に深くアジア各国の監査制度を比較研究していくということには、極めて意義の大きいところがあるのではないかと考えます。今後、我々研究メンバーは、一方で本日御

報告いただきました4先生と頻繁に情報の交換をいたしまして、他方で日本人の研究委員は現地に調査に行くことで、この研究を深めていきたいというふうに考えております。その成果につきましては、1年後に、この場所で開催されることになるとは思いますけれども、シンポジウムという形で皆様に御報告できればと思います。そこで、どうか、本日御来場の皆様にも、来年のシンポジウムにも是非御参加いただければというふうに考えております。

どうも御清聴ありがとうございました。

以上をもちまして、本日のセミナーの総括とさせていただきたいと思っております。(拍手)

【司会(松原)】 近藤先生、どうもありがとうございました。

ただいま近藤先生から御紹介いただきましたように、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センターにおきましては、本日のセミナーの実施結果を踏まえて、来年2011年にアジア監査制度シンポジウムを開催いたします。本日御来場の皆様におかれましては、来年も是非御参加いただけましたら幸いです。

それでは、以上をもちまして、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」を終了いたします。